

(3) 山梨県内居住者が所有する県外ナンバー自動車問題に対しては更なる啓発と対策が必要である(意見)

自動車税は陸運局への届出住所をもとに課税が行われるため、県内居住者が所有する県外ナンバー車両(年間約1万台)に対しては山梨県として課税が行えないため、登録住所変更促進のための更なる啓発活動が求められると思われる。また、この問題解決のためには全国レベルでの都道府県の連携が重要であると考えられるため、山梨県が率先して問題解決の牽引役となることを期待する。

自動車税の課税は、地方税法第145条第1項に「賦課期日に主たる定置場のある都道府県において、その所有者に課税することと定められている。全国的に課税実務上においては、その定置場の判定は道路運送車両法の規定に基づいて陸運局に登録されている住所を基準として行われている。そのため、県外で自動車を取得した後に山梨県に転入した者が、陸運局への登録住所の変更を行っていない場合には、実際には主たる定置場が県内に移っているような場合であっても山梨県として自動車税の課税が出来ないといったケースが存在する。また山梨県では毎年約1万台程度このような事例があるのではないかと推測されることであった。道路運送車両法第12条第1項には、「住所や使用の本拠の位置等の変更があった場合には、その事由があった日から15日以内に変更登録の申請をすべき」定めがあり、また同法第109条にはそれを行わなかった場合には「50万円以下の罰金に処する」といった罰則規定の定めも存在するが、実際にこの罰則規定が陸運局によって適用された実績はほぼ存在しないとのことであった。このような状況が望ましいといえないことは言うまでも無く、山梨県としてもこの問題に対して意識を高く持つことが担当者の話からも伺うことができた。実際に啓発活動としてラジオ広告やポスターの掲示等を行っているとの説明を受けたが、依然として毎年1万台程度の違反車両が存在する以上は、前述の罰則規定の存在の周知を含めて更なる啓発活動を行うべきであると考ええる。

また、逆のケースとして山梨県内で自動車を取得した後に県外に転出した者で陸運局への変更登録を行っていない場合には、県内に主たる定置場が存在しない場合であっても、山梨県が当該使用者に対して自動車税の課税を行うこととなる。そのような場合には住民票の異動状況等の確認を行い、その確認が取れた者に対しては、転出先に納付書を送るといった対応を行っているとのことであった。各都道府県でこのような対応が行われているとすると、極論的には、全都道府県を持つそのような者のデータを1つに取りまとめることが、この問題解決のための1つの施策となるのではないかと考えられる。この県外ナンバー自動車の問題は全都道府県において抱えている問題であると思われるが、山梨県が問題解決のためのリーダーシップを発揮することを今後期待するところである。

(4) 自動車取得税の申告における課税漏れの防止策として販売店へ調査等が必要である(意見)

自動車取得税課税標準の決定時においては売買契約書等の添付が義務付けられていないため、課税漏れが発生する可能性が存在する。また、申告から納付までの一連の作業は納税者本人ではなく、販売店が代行するケースが一般的であるため、納税義務者本人に申告書の写しが渡されず、申告内容を確認することができない恐れがある。そのような事態防止のために、販売店への定期的な事後調査の実施といった対応を検討することが必要であると考えられる。

自動車取得税の課税標準となる自動車の取得価額は車両本体価額のみではなく、カーナビゲーションシステム等で標準装備以外の付加物も含まれて算定される。基本的な計算方法は以下のとおりである。

$$\text{自動車取得税課税標準算定式} = (\text{A}) + (\text{B}) \times 0.9$$

(A) 車両本体価額(標準装備の付加物含む) (B) (A)以外で課税対象となる付加物

自動車取得税申告書の取得価額の欄には(A)の車両本体価格及び(B)の付加物の価格を記載することとなるが、この際金額は実際の売買価額ではなく、車両本体価格についてはその車種、型式及び仕様等に応じてその課税標準基準額となる取得価額が全国一律に定められているためその金額を記載し、付加物の価格についてはメーカーのカタログ等に記載のメーカー希望小売価格に上記計算式の0.9を乗じた金額を記載することとされている(なお、0.9を乗じる理由は市場においては、その販売時に値引きが行われることが一般的であるためその分を考慮した措置とのことである)。これは、同種の車両であっても市場における売買価額は取引ごとに異なるのが通常想定されるため、税の公平性を確保するための方法であると考えられる。しかし、上記計算式により算出した課税標準額よりも実際の取得価額、つまりは売買価格の金額の方が低い場合には、その実際の取得価額を課税標準とすることが出来ることとする定めも存在する。ただし、この場合にはその取得価額について証明する書類として売買契約書や注文書等の写しの添付が必要とされている。

自動車取得税の課税標準額の決定については次の問題点が考えられる。

①実際の取得価額が計算上の取得価額よりも低くなる場合を除いては、契約書等の添付は行われなかったため付加物の申告に漏れがあり、取得価額が実際より低く申告されたとしてもその発見は極めて困難である。当該申告書には付加物の内訳を記載する欄が存在するが、A4サイズの申告書の内付加物の品名を書くスペースは縦1cm、横3.5cmと非常に狭く、そこに付加物の全てを記載することは不可能なケースが多いのではないかとと思われる。実際の申告においても当該記載欄が空欄のまま申告されるケースが散見されることであった。

②一般的に申告書の作成、提出及び納税までの一連の流れを納税義務者本人ではなく車両販売店が代行して行っている。申告後に販売店から納税者に申告書の写しが渡されていない場合、納税者本人は自動車取得税の税額について、販売店作成の請求書で確認が可能であるのみであり、さらには前述のとおりその課税標準が実際の売買価格と異なる場合もあるため、納税義務者本人は実際に申告された内容を確認することができない。上記のような危険性が存在する以上は、山梨県としても何らかの対応が必要ではないかと思われる。①に関しては販売店に対して定期的な事後の調査を更に徹底していくことが必要であると考えられる。また、②に関しては販売店に対して申告書の控えを必ず納税者本人に渡すように指導を徹底することが必要であると考えられる。

6. 鉱区税

(1) 鉱区税の税収と管理コストの見合いが取れているか疑問であるため、より経済的な課税方法を検討することも必要である (意見)

年間の鉱区税の税収とそれに関わる管理・徴収コストの見合いが取れているか疑問である。経済性の観点からより合理的な課税方法を検討することも必要である。

鉱区税は、鉱業権という地下の埋蔵鉱物を採掘・取得する特権を与えられていることへの負担として課される特権税であり、県内に金、銀、銅などの鉱区を所有している鉱業権者に納付義務がある。

○税額 = 課税標準 (鉱区の面積、延長) × 税率
 ○税率 (一定税率)

区分	単位	税率
① 砂鉱	100a	200円
① 以外	100a	400円
② 河床でないもの	100a	200円
② 砂鉱	1000m	600円
	河床	

① ①について、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区は、税率が3分の2となる

なお、山梨県の鉱区の状況は平成22年4月1日現在25鉱区である。

この鉱区の所有状況は、経済産業省が全国の鉱区を一元管理している。県税事務所で作業は、鉱区の所有又は区分の変更の都度データが経済産業省より税務課経由で送られるので、その内容を随時鉱区台帳に登録している。また、賦課するさいには、関東経済産業局に出向き、この鉱区台帳と突合のうえ課税に必要な資料を照合している。その結果により課税対象となる鉱業権者に納付通知書を送付している。

課税上の問題点はないが、鉱区の数も少ないことから鉱区税の税収は年間40万円程度であり、管理コストと見合いが取れているか疑問である。経済性の面からより合理的な方法を検討することも必要である。

7. 固定資産税

(1) 納税者が提出する償却資産税申告書の申告内容の検討や実地調査を実施すべきである(意見)

償却資産税の課税に当たっては納税者が提出する償却資産税申告書に基づき普通徴収を行っている。提出された申告内容が適正であるか否か、県が独自に検討や調査を行っている。国税、市町村等への接触をより行い申告内容の適正性を確認すべきである。

地方税法上、一定の市町村に所在する大規模償却資産を所有する法人に対して、県は市町村の人口規模に応じた一定額を超える部分に対して固定資産税を課税することができる。山梨県では過去において昭和町、忍野村、山中湖村に所在する法人に対して課税をしてきた。最近では平成18年度以降忍野村、山中湖村に所在する法人に対して課税をしてきている。

県が課税することができるこれら法人は県に対して償却資産税申告書を提出することとなり、県は申告された課税標準を一定の計算に基づき各市町村と按分して、納税者及び市町村へ通知している。しかし、納税者が申告してきた申告書の内容に関する調査や所在する市町村との連携等により申告内容の適正性の確保を図る取り組みは十分に行なわれていない。また、市町村へ申告書に添付されてきた償却資産の全資産明細を送付しておらず、市町村では当該明細を有していないかぎり具体的な調査は行い得ない状況にある。更に市町村が申告内容の検討を行っているか否かも特に確認していない。

国税の法人税申告書には減価償却資産の償却額の計算に関する明細書が別表16として添付されているので、所轄の税務署へ照会をかけてこれらと償却資産税の申告内容を概略照合することは可能であることから、これらの手続きを行うべきと思われる。現在申告内容は電子データで入手はしていないが、電子データで入手し、データを目的に応じて加工することにより申告内容の妥当性を検証することも容易になるものと思料される。また、固定資産の数量は膨大であるが、市町村と連携しながら申告法人が所有する固定資産が申告書から漏れていないか、計上されている資産の取得価額が適正であるか実地の調査も必要と思われる。下記の通り納税額が多額に上ることから申告内容の調査を行うことは意味があるものと思われる。対象となる法人は限定されることから、数年に一度調査を実施することにより納税の適正性を確認することが必要である。

償却資産税額(県分)

(単位:千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度
388,083.2	387,360.8	302,802.6

8. 県たばこ税

(1) たばこ税の税率変更時の手持品課税において行われた調査は不十分であり、結果として申告事業者が存在する可能性がある(意見)

平成22年10月1日のたばこ税税率引き上げに伴って手持品に対する課税が行われた。手持在庫数2万本未満の事業者は免税となるためその実態については調査の実施が重要であったと言えるが、国税主導のもとで実際に行われた調査はその件数及び調査対象ともに十分であったと考えることは難しい。結果として実際に申告が行われた割合は事業者全体の29.6%と2万本という数字に対する一般的な感覚からすると低いと思われる。申告者が存在する可能性は否定できない。当該手持品課税時の実態調査は、従来各税務署が選定し、主導してきた経緯はあるものの、県が独自に主体的に行動することも必要と考えられる。

たばこ税関係法令の改正により、平成22年10月1日より国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率が引き上げられた。その改正に伴い、平成22年10月1日午前0時現在において、販売用の製造たばこを2万本以上所持するたばこ販売業者に對して、たばこ税等の「手持品課税」が行われた。その概要は以下のとおりである。

「手持品課税」とは(国税庁ホームページより転載)

たばこの小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者(以下これらを「小売販売業者等」といいます。)が、平成22年10月1日午前零時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、2万本以上の製造たばこを販売のために所持する場合(複数の場所で所持する場合はその合計本数が2万本以上の場合)に、小売販売業者等に対し、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税を課税するというものです。

上記のとおり、平成22年10月1日午前0時の時点において所持する製造たばこが2万本未満の小売販売業者等はこの手持品課税が免税となるため、その免税点の判定が非常に重要であるが、たばこの流通についてその全てを課税庁側が把握することは不可能であると考えられるため、その実態の把握、そして手持品課税の脱税防止には個別に実地調査を行うことが最も効果的であると判断される。手持品課税の調査は国・県・市町村の共同作業として実施しており、従前の取り決めで全小売販売業者数の5%を調査対象としていることであった。その内、県税事務所が調査実施を担当したのは国税が選定した県内小売販売事業者等14件であったが、その他には県として独自に調査対象等の選定は行っていないかった。さらにその調査対象となった14件についてその事業者の規模等を確認したところ、山梨県下に複数店舗展開しているスーパーマーケット等、

調査の実施をするまでもなく課税事業者であるという判断が容易に可能である事業者が含まれており、その調査の有効性については低いと言わざるを得ない。本来的には、2万本未満であることが疑われる事業者を中心に調査を実施するべきである。結果として、実際に手持品課税の申告件数は800件と事業者全体の29.6%であった。

県内たばこ販売事業者数	手持品課税申告件数
2,702件	800件(29.6%)

免税点となるたばこ2万本という数字であるが、標準的なたばこ1箱の本数である20本を基に換算すると1,000箱(100カートン)となるが、一般的な感覚として窓口販売用及び自動販売機の在庫を合わせると、小規模な事業者でもその程度の在庫は経常的に保有しているのではないかと考えられる。すると29.6%という申告割合の適正性については疑念が生じ、本来は手持品課税の課税事業者であるが、善意、悪意にかかわらず結果として不申告となってしまう事業者が存在する可能性について否定をすることは困難であると判断される。当該手持品課税時の実態調査は、従来各税務署が選定し、主導してきた経緯があり、かつ全事業者に対して調査を実施することは、多大なコストを要するため現実的ではないと思われるが、今後も行われると予想されるたばこ税の税率変更時においては県が独自に主体的に行動することも必要と考えられる。

(2) 卸売販売業者に対する調査の実施を検討すべきである(意見)

卸売販売業者に対する調査は現在、実地及び机上のいずれも特段実施されていない。調査対象となる業者は全て本店所在地が県外となるため、その調査に係るコストについては無視できないところではあるが、県内小売店の帳簿等でその仕入れ状況等を確認することにより、僅少なコストで効果的な調査は十分に可能であると判断される。適正な申告納税の推進のためにも、定期的な調査の実施は重要であると考えられ、今後はその実施について検討を行うべきであると思われる。

県たばこ税の申告書には課税標準となるたばこの本数、市町村別の販売本数の明細及び販売した銘柄の明細が記載されている。県たばこ税は間接税であり、納税義務者である卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者及び消費者等に売り渡した際に課税が行われる。

山梨県としては、たばこの卸売販売業者等、納税義務者に対する調査は実地、机上にかかわらず特段実施はしていないとのことであるが、県たばこ税が申告納税制度を採用している以上は、定期的に申告書記載内容が適正なものであるかどうかにつき、調査を行う必要があるのではないかと思われる。現在、山梨県内には営業を行っている卸売販売業者等は存在せず、山梨県に県たばこ税の申告及び納付を行っているのは全て県外に本店を所在する事業者であるため、実地調査におけるコストは無視できない。しかし、例えば卸売販売業者等に対して、販売を行った小売先及びその販売本数のリストの提出を定期的に依頼し、その資料と県内小売店の帳簿類との突合を行うことによって、県外卸売販売業者に対して実地調査を行ったのと同等の効果は期待できると考えられ、コスト的にも比較的僅少に抑えることが可能ではないかと判断される。適正な申告納税を推進していくためにも、定期的に調査を実施することが不正に対する一定の抑制効果を持つことは言うまでも無く、今後はその実施につき検討を行うべきであると思われる。

9. ゴルフ場利用税

(1) 課税の対象となるゴルフ場であるか随時調査を行うべきである (指摘事項)

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税に当たり課税対象となるゴルフ場を定めているが、当該ゴルフ場に該当するか否かの検討を随時行うことが必要である。

山梨県ではゴルフ場利用税事務処理要領 (以下、事務処理要領という。) 第2節第1においてゴルフ場利用税の課税客体を規定している。その第1の2において課税対象となるゴルフ場を次のように定め、3においてその具体的な認定を定めている。

＜課税対象となるゴルフ場＞
(監査人による概略の記載)

- ① 18ホール以上、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設 (総面積が10万㎡未満のものを除く)
- ② 18ホール未満のものでも、ホール数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設

これらの要件に該当するゴルフ場経営者を特別徴収義務者と定め、ゴルフ場利用者からゴルフ場利用税を徴収することを義務付けている (山梨県県税条例第75条)。

県税事務所が統合された以降は、山梨県総合県税事務所は県内のショートコースのゴルフ場については上記の要件に該当するか否か検討した形跡は見受けられない。インターネットのホームページにおいて各ゴルフ場のコース概要が開示されており、上記要件への該当の有無を容易に判断でき、その結果、疑義が生じたり、不明な事項については各ゴルフ場へ問い合わせ又は調査をすることにより、事務処理要領上の課税客体となりうるゴルフ場であるか判定できる。課税客体となるか否かにより、特別徴収義務者であるゴルフ場、さらにはゴルフ場利用者に大きな影響を及ぼすものであるから県税事務所は口ごもるから慎重に対処すべきである。

(2) 課税客体の対象となるゴルフ場の把握に当たって、事務処理要領の記載を明確にすべきである (指摘事項)

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税に当たり課税客体の対象となるゴルフ場を定めているが、当該課税対象の把握に当たって、次の事項等について事務処理要領の記載が曖昧であるためより明確な規定化を行うべきである

- ① ゴルフ場の総面積
- ② 複数のティグランドが存在し、レギュラーティが明示されていない場合のティグランドの選択
- ③ ティグランド上のレギュラーティの位置

事務処理要領によると、課税対象となるゴルフ場は前記(3)に記載の通り、ホール数、ホールの平均距離及びゴルフ場の総面積によって判定している。このうちホールの平均距離については、事務処理要領には次のような記載がある。

第2節第1 課税客体

3 ゴルフ場の具体的な認定に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) コースの総延長とは、当該施設が公表している各ホール間の距離の和をいうものであること。なお、コースの総延長を求めるに当たって、公表距離と実測 (設計) 距離とが異なる場合は、後者による。また、当該距離がヤード表示の場合のメートル換算率は0.9144とすること。
- (2) 各ホール間の距離は、レギュラーティグランドからグリーン (略) までの距離をいうものであるが、実測 (設計) 距離により判定する場合には、当該コースの設計者の定めたコースプレー線に沿ってレギュラーティの中心 (ティーマーク間の中心地点後方1メートルの地点をいう。) からグリーンを中心 (コースプレー線の延長でグリーンエッジと交わる2点間の中心点をいう。) までの水平距離をホール間の距離とすること。
- (3) 略

課税対象となるゴルフ場の判定の過程において、事務処理要領の記載が曖昧であるため判断に苦慮するケースが以下の通りある。

- i ゴルフ場の総面積はどこまでを意味するのか不明である。一般的にはゴルフ場はコースのみではなく、クラブハウス、駐車場の敷地、いわゆるアウト・オブ・バウンズ (OB) を含めたコース周辺の山林部分等で構成された施設であると思われるが、これらゴルフ場の範囲について明確な規定がない。
- ii 複数のティグランドが存在し、レギュラーティが明示されていない場合、どのティグランドをもってレギュラーティの存在するティグランドとするのか不明である。
- iii ホールの平均距離の計算に当たっても事務処理要領上レギュラーティからの距離と

されているが、シギュラーテイの位置は「テイエマーク間の中心地点後方1メートルの地点」との記載のみである。テイエマークの位置は日々変更されていることが多いため、テイグラウンドのどの位置から測定するのか明確化されていない。



テイグラウンドより実測



テイグラウンドの様子

(3) ゴルフ場利用税の課税対象となる可能性があるゴルフ場にもかかわらず長年調査が行なわれていない施設が存在することが判明した。早急に調査を行ない、課税対象となるか否かを検討する必要がある(指摘事項)

監査の結果、ゴルフ場利用税の課税対象として指定される可能性が高いゴルフ場が1施設存在し、また、当該指定について疑義が生じたゴルフ場が1施設存在した。2施設ともに課税対象施設となった場合、大雑把な推計であるが年間7百万円程度のゴルフ場利用税の税収が確保されることになる。

今回のゴルフ場利用税の監査にあたり県内のショートコースのゴルフ場についてインターネットの各種のサイトを閲覧したところ、下記の2コースについて疑義が生じた。当該ゴルフ場の概要は下記の通りである。

コース名	ホール数	コースの総延長	総面積
Aゴルフ場	18	2,348y	不明
Bゴルフ場	18	フロントテイ：2,004y バックテイ：2,637y	170,000㎡

Aゴルフ場はホール数(18H)及びホールの平均距離(119.278m)は課税対象としての要件を満たしている。総面積は不明であるため調査する必要がある。

Bゴルフ場はホール数(18H)及び総面積(170,000㎡)は課税対象としての要件を満たしている。ホールの距離はフロントテイからの平均距離約101.803m(バックテイからの平均距離約133.960m)であるが、事務処理要領の記載に従い水平距離を調査する必要がある。

これらのゴルフ場については下記のような経緯が認められた。

＜Aゴルフ場＞

当該ゴルフ場は、娯楽施設利用税存在時には「ゴルフ場に類する施設」として娯楽施設利用税が課税されていた。当時の資料によると、当該ゴルフ場の造成総面積は106千㎡程度であったが、県税事務所は、当該ゴルフ場の申し出により、これから未利用地16千㎡程度を除外した90千㎡程度を施設の総面積として認定している。その後、昭和61年頃にコースの改修が行なわれ、当時の資料によると総面積は95千㎡程度を再度認定した。平成1年4月1日に地方税法が改正され、娯楽施設利用税が廃止され、ゴルフ場利用税が新設されたことに伴い、「ゴルフ場に類する施設」であった当該ゴルフ場はゴルフ場利用税の課税対象でない施設となった。また、平成9年頃、当該ゴルフ場が課税対象となる可能性について、税務課及び当時の県税事務所において検討された経緯が認められた。その当時の資料によっても総面積は95千㎡程度で非課税とした。その後、平成13年4月1日の県税事務所の統合により、総合県税事務所になって以降は特に検

討が行なわれていない。

＜Bゴルフ場＞

当該ゴルフ場は、Aゴルフ場と同様に、娯楽施設利用税存在時には「ゴルフ場に類する施設」として課税されていた。平成1年4月1日の地方税法の改正に伴い、「ゴルフ場に類する施設」であった当該ゴルフ場はゴルフ場利用税の課税対象でない施設となった。平成6年頃にコースの改修が行なわれ、ホール間の平均距離は99.16mであるが、ほぼ現在のコースと同様になった。また、平成9年頃、当該ゴルフ場がゴルフ場利用税の課税対象となる可能性について税務課及び県税事務所において検討された経緯が認められた。当時においてもフロントテイクとバックテイクとの問題を認識し、提出資料やスコアカードでの調査により課税対象であるゴルフ場としての要件は具備しないとの判断を行なっている。平成12年頃もコース総延長の机上調査を行ない同様の判断を行っている。その後、平成13年4月1日の県税事務所の統合により、総合県税事務所になつて以降は特に検討が行なわれていない。

調査の結果、Aゴルフ場の総面積について、固定資産課税台帳上の総面積で見ると約115,000㎡であり課税対象としての要件を満たしている。

Aゴルフ場は上記の通り、昭和61年頃にコースの改修が行なわれ、県税事務所においては、総面積は95千㎡程との認定を行ない、また、平成9年頃、当該ゴルフ場が課税対象となる可能性について税務課及び当時の県税事務所において検討された経緯が認められた。その当時の資料によっても総面積は95千㎡程度としたため課税対象外と判断している。昭和61年頃以降大幅な改修が行われていないことを考慮すると、固定資産課税台帳上の総面積と県税事務所の認定面積の差異は昭和61年当時からあった可能性が高いが、固定資産課税台帳と県税事務所が認定した総面積の差異がなぜ発生したかを検証できる資料は存在せず、昭和61年の改修以前の未利用地の認定との関係を類推するのみである。仮に、旧エリアでの未利用地の認定に合理性があったとしても、当該ゴルフ場は、ゴルフ場利用税対象施設であるか否かの境界にあり、林地開発の許可を必要としない改修等が行なわれる可能性を考えると、昭和61年頃のコース大改修時の認定を金科玉条とするのではなく、定期的に税務調査を行ない課税対象施設かどうかの判断を行なう必要があったと思われる。

一方、Bゴルフ場の総面積については、固定資産台帳上の面積は約165,000㎡であり課税対象としての要件を満たしている。また、監査人立会いのもとゴルフ場の実査を行ったところ、ホールの平均距離は下記の通りである。

フロントテイクからの平均距離：約99.67m

バックテイクからの平均距離：約132.23m

フロントテイクからの平均距離では課税対象に該当しないが、バックテイクからのそれでは

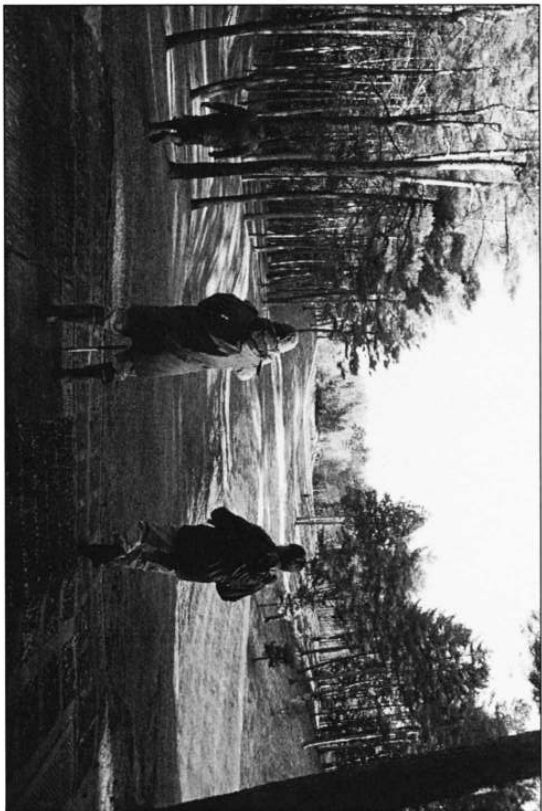
課税対象となるゴルフ場に該当することとなる。事務処理要領上ホールの平均距離はレギュラーテイクからの距離とされている。当該ゴルフ場の場合、レギュラーテイクをどちらにとるかにより判断が分かれることとなる。レギュラーテイクであるか否かは、通常使用されるテイクグラウンドであるかによるものと思われる。グリーンヤーマの使用頻度等を実際に調査した上で判断する必要がある。但し、監査人の主観では、バックテイクからの平均距離が130m程度のショートコースであり、多くの利用者がバックテイクを使用するのではないかと感を受けた。また、当該ゴルフ場の場合、フロントテイクとバックテイクが異なる位置にある15ホールのうち1ホールでもバックテイクを通常使用することとした場合には、課税対象となるゴルフ場に該当することも考えられる。

なお、現状の事務処理要領の扱いでは、このようなショートコースの場合には、フロントテイクをあえて設けることにより課税対象となることを回避することも容易に可能となるものと思われる。

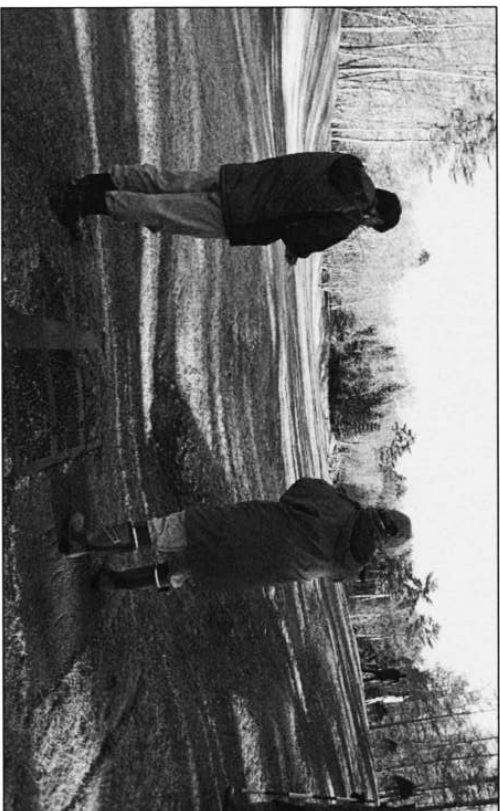
Bゴルフ場は上記の通り、平成9年頃コース間の平均距離やレギュラーテイクの認定について問題としながらも課税対象外との判断を行っている。平成9年当時の認定に合理性があったとしても、当該ゴルフ場はゴルフ場利用税対象施設であるか否かの境界にあり、グリーンヤーマの力量やゴルフ場の誘導によっては、バックテイクをレギュラーテイクと認定する可能性が否定できず、一時期の認定を金科玉条とするのではなく、定期的な税務調査を行ない課税対象施設かどうかの判断を行なう必要があったと思われる。当該ゴルフ場の場合、先に記載した通り事務処理要領の扱いが不明確なため疑義を生じている側面も否定し得ないこともあり、コース間の平均距離等についても、その定義及び判断基準を要領等に明確に規定すべきである。

この結果、2施設が課税対象施設であった場合、監査人の大雑把な推計であるが、年間7百万円程度のゴルフ場利用税の徴収が確保されることになる。県税事務所はこれらの問題を認識し慎重な対応を行うべきであった。

＜Bゴルフ場の実地測量時の写真＞



バックテイより実測



フロントテイより実測

(4) ゴルフ場利用税の税率の決定に当たり、適用される等級について等級決定基準の計算を簡素化すべきである（意見）

山梨県ではゴルフ場利用税の税率は適用される等級に従い5段階で定められている。この等級はゴルフ場の規模、利用料金、整備状況等を基準としており、各項目の点数化により等級が決められている。この点数は利用料金等によって変動することから、その変更のたびに届出及びその確認が必要となる。公平・中立・簡素であることを求められている課税の原則から、より簡素化した課税方法を採用すべきである。

ゴルフ場利用税はゴルフ場の利用に対して利用の日ごとに定額で利用者に賦課される県税である。その税率は適用される等級に従い5段階で定められている。山梨県県税条例第71条第2項により、この等級はゴルフ場の規模、利用料金、整備状況等を基準として知事が定めることとなり、特別の事情のある場合を除き山梨県県税条例施行規則第24条第2項により下記の通り等級決定基準を定め、同施行規則第24条第1項により各点数を合算した合計点数に応じて等級が決められている。また、事務処理要領の第3節にてその具体的な内容が規定されている。

等級決定基準	点数
規模	ホール数
	18H以上：30点 18H未満：－
整備状況	ホールの平均距離
	300m以上：30点 150m以上・300m未満：15点 150m未満：－
利用料金	利用料金
	利用料金を100で除して得た数値に相当する点数 (1点未満の端数切捨て)

合計点数	等級	税率
185点以上	1級	1,200円
155点以上・185点未満	2級	1,000円
125点以上・155点未満	3級	800円
95点以上・125点未満	4級	600円
95点未満	5級	400円

特別徴収義務者（ゴルフ場経営者）は等級決定基準に係る内容等を記載した登録申請書を、また当該記載内容等に変更が生じた場合には登録変更申請書を知事に提出しなければならぬ。上記等級決定基準のうちホール数、ホールの平均距離はコースの改修等が行われない限り変更される機会はないが、利用料金は毎年又は季節に応じて変更さ

れ、その年度又は一括して各ゴルフ場から利用料金の変更が申請され県税事務所にてエックされる。ゴルフ場によっては毎月のように利用料金の変更が行われる場合がある。また、キャデナフイ、カートフイ、ロッカーフイ、食事代については明示されている場合には利用料金に算入しないこととなっているが、これらキャデナフイ等はゴルフ場によって金額が異なり、全てのグリーン料金に含めているゴルフ場もある。さらにキャデナフイ等を高目に設定し、等級決定基準の対象となる利用料金に含められるグリーンフイや諸経費を安くすることにより、等級点数を低く誘導することも可能となる。これら利用料金の変更による提出の手間や計算の煩雑さ等を考慮すると簡素な算定基準も検討すべきと思われる。

課税の原則としては一般的に公平・中立・簡素といわれ、簡素の原則は租税手続の間をできるだけ省力化し、そのための費用を最小限に留めることであり、納税手続は分かりやすく、費用も掛からないような方法を採用すべきものとされている。消費税が導入されたと同時に多くの間接税が廃止されたなかで残った税目であり、消費税と同様に課税取引金額を課税標準とすると2重課税ととられかねないものと思われ、また、他県でも等級を定めて課税しているのが一般的であるが、より簡素化した課税方法を検討し採用すべきと思われる。

(5) ゴルフ場利用税の免税扱いの利用行為については必要最低限とすべきである(意見)

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税に当たり課税客体として取り扱わない利用行為を定めているが、課税の公平性の観点からその行為は必要最低限にするべきである。

ゴルフ場利用税の非課税については地方税法第75条の2(年齢18歳未満の者、年齢70才以上の者、障害者)、第75条の3(国民体育大会のゴルフ競技、学校の教育活動)で規定されている。また、山梨県では事務処理要領第4節第1において課税客体として取り扱わない利用行為を規定している。その第1において課税客体として取り扱わない利用行為の範囲を次のように定め、第2においてその手続きを定めている。

＜課税客体として取り扱わない利用行為＞

- ① 業務による利用行為
- ア. コースの維持管理のため、グリーンキーパー、経営者等が利用する場合
- イ. キャデナイーの教育訓練のために利用する場合
- ウ. 所属プロゴルファーが利用者又は自己の技術向上のために利用する場合
- ② ゴルフ場の従業員が届出による福利厚生計画に基づき福利厚生として無料で利用する場合。
- ③ ゴルフ場の開場披露、開場記念で客を招待し、一定の要件を満たした場合
- ④ プロゴルフ競技会及びその指定練習日における参加者の利用行為
- ⑤ プロテスト及びその研修会、それらに伴う指定練習日における参加者の利用行為

これらの利用行為のうち②～⑤については事前に各種の計画書、届出書、申請書等を提出することが必要である。

課税客体として取り扱わない理由は、①についてはゴルフ場の経営に必要不可欠な業務による利用であり、②～⑤については消費行為として行われるゴルフ場の利用行為について課税するというゴルフ場利用税の制度になじまない利用行為であることからとされている。しかしながら、課税の公平性の原則から課税を免除する範囲は限定的に解釈して、運用すべきである。しかもこれらの免税の扱いは事務処理要領のみでの規定によるものである。特に経営者の利用、福利厚生者の利用は課税の公平性の観点から一般利用者との均衡を図るべきである。

また、②～⑤の消費行為については申請書等を事前に提出させた上での免税扱いであるが、①の利用についてはこのような手続きもなく免税扱いとしている。経営者等の利用はゴルフ場経営に必要な部分がないとはいえないが、頻度が高い場合には一般利用者との課税の公平性の観点からは疑問と思われる。現状の事務処理要領では「コースの維持管理のため」という名目があれば、何の手続きもなく免税対象とされている。免税という課税の特典を受けるのであれば、単に「コースの維持管理のため」というだけで

はなく、その具体的な目的や内容を記載した一定の様式の書類を備え付けることを義務付けるべきである。現にゴルフ場の民事再生手続における監督委員の調査の過程で、経営者によるコース管理の名目の下によるゴルフ場利用の頻度が多く、経営者による不正の事実として問題視されたケースも見られる。

(6) 特別徴収義務者に対する調査事務について改善すべき点が見られる(意見)

山梨県総合県税事務所では特別徴収義務者に対して3年に1度調査を実施し、ゴルフ場利用税調査書を作成して報告しているが、次のような問題点が見られる。

- ① 事務処理要領では毎年の調査を義務付けているが、効率性等を考慮すると現行の3年に1度の調査が合理的と史料され、むしろ事務処理要領の記載の変更をすべきと思われる。
- ② 調査時に口頭での指導が多く、文書での指導や回答を求めるべきである。
- ③ 明らかかな申告漏れが生じているにもかかわらず、口頭での指導にとどまり追徴課税が行われていない事例が見られた。

ゴルフ場利用税は申告納入制度をとっていることから適正な申告が行われているか否か確認するため、地方税法第77条(ゴルフ場利用税に係る徴税吏員の質問検査権)に基づき山梨県総合県税事務所では年間の調査計画を立て、「ゴルフ場利用税調査のポイント」という調査マニュアルに従い3年に1回調査を実施し、調査の結果を「ゴルフ場利用税調査書(別記第11号様式)」に従い報告している。しかしながら、次に記載のような改善点等が見受けられる。

- ① 現在は3年に1回調査を実施しているが、事務処理要領第7節において年1回の調査を行うことが規定されている。したがって、事務処理要領どおりの調査が実施されていないこととなる。しかし、県税事務所の人員数等の能力や事務処理の効率性を勘案すると年1回の調査を行うは合理的ではなく、更正又は決定の期限は3年間であること、過少申告、不申告等の事実が判明した場合には加算金、重加算金や延滞金等の賦課徴収がされること等から現行の3年に1回の調査を実施することで足りるものと思われる。事務処理要領の記載の変更が望まれる。また、この場合には現在非課税利用申出書等非課税の確認書類の保存期間を1年間としているが、3年間に変更する等対応することが必要となる。
- ② ゴルフ場利用税調査書を閲覧すると、下記のような指摘が見られた。
 - ア. 非課税利用申出書の提出が確認できないもの及び確認を後日行っていたもの
 - イ. 非課税確認の証明書類が不適切な書類であったもの
 - ウ. 非課税利用申出書の一部記載抜け
 - エ. 特例税率(早朝薄暮)のスタート時刻の記載漏れ
 - オ. 福利厚生として利用する場合の福利厚生計画の事前届出漏れこれらの事項については、調査書に記載し、口頭で指導するのみで、文書での指導及び文書回答を特に求めている。文書で指摘を行い、今後の改善態勢を記載した文書での回答を求めるべきである。また、上記オの指摘については監査の課程での詳細な調査によると現実には福利厚生としての利用ではなく当該指摘は根拠のない

ものであることが判明した。このような指摘間違いが生じたためにも文書での指導及び回答を実施することにより相互の認識違いを回避することができるものと思われる。

③ また、指摘間違いとされた才の指摘を除き上記指導事項は修正申告又は更正等が何れも行われていない。事務処理要領によると、非課税証明書類はゴルフ場利用時又はそれ以前に証明されたものに限られ、利用した後には証明されたものには適用されないとされている。これらは非課税等の要件を満たしていないことから、原則として更正を行うべきである。法令・規則に準拠した対応が求められる。また、あえて非課税等の扱いを行うのなら理由を提示し、内部決裁を特別に得ることが必要であると思われる。

尚、事務処理要領に従うと、課税漏れと明確に把握されたものは次の通りである。

- ・ 無料利用者のカウント漏れ：3名×@600円=1,800円
- ・ 満18歳の者の非課税扱い：1名×@600円=600円

10. 軽油引取税

(1) 軽油免税対象事業を定める法令の中に、業の用途でなく、娯楽として利用されているものも含まれており、不相当と思われる規定が存在するため、今後国との情報交換等を行うことも必要と思われる(意見)

軽油引取税が免税となる事業の中には個人が所有するプレジャーボート等、免税対象として不適当と思われるものが含まれている。これは地方税法に基づき全国共通の制度であるため、山梨県単独での対応は困難と思われるが、国の関係省庁との情報交換等を山梨県として積極的に行っていくことを今後期待するところである。

軽油引取税に係る免税制度とは、地方税法第144条の6及び地方税法附則第12条の2の7の規定により、特定の事業及び用途に使用される軽油は、県への申請等の一定の手続きにより、その課税が免除される制度である。この制度は、軽油引取税が平成20年度までは道路特定財源であり、軽油を動力源として稼働するが道路を走行しないものに対しては課税しないことが適当であるとされていたためとすることである(軽油引取税は平成21年度から一般財源化されている)。

前述のとおり、軽油引取税が免税となる事業及び用途は限定列挙されており、その事業は「農業」や「鉱物の掘採事業」、「船舶」等、全31用途に及ぶ。軽油引取税が平成21年度から一般財源化された事実を踏まえて考えると、本来的には一般財源化された時点で免税制度自体が廃止されるべきであったのではないかとと思われるが、国の政策的配慮により3年間(平成24年3月末迄)の期限を定めて制度はそのまま存続となった(平成24年4月以降の取扱いは未定)。免税対象となっている対象の内、船舶の使用者が船舶の動力源の用途として使用される場合の軽油も免税とすると規定されているが、この場合における船舶には個人が所有しているいわゆるプレジャーボートや、営利目的の遊覧船なども含まれている。遊覧船については観光事業等の一定の理由は考えられるが、国の政策的配慮により免税制度が継続された前提からすると、個人が所有するプレジャーボート等については免税制度を適用する根拠はあるものの、生業としてしている者の公平性を欠いているのではないかと考えられる。

この免税制度は地方税法に基づき、全国共通の制度であるため山梨県単独での対応は困難と思われるが、租税の公平性や税収入の確保といった観点から、国の関係省庁との情報交換を山梨県として積極的に行っていくことを今後期待するところである。

1.1. 山梨県税務課

(1) 税務に関するスペシャリストの育成、配置についての指針等を設けるべきである(意見)

税務職員の平均経験年数は約 3.7 年であり、全国最下位レベルである。税務職員は税法等専門的な知識を要するためスペシャリストの育成が求められているが、人事管理上継続的な育成や配置等の指針は設けられていない。スペシャリストである職員の育成や配置の指針を設けて運用していくことが必要である。

県税は個人住民税・事業税、法人 2 税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税等税目は多岐に渡り、税制の改正はほぼ毎年のように行われ、国税や市町村民税等他の税との接点も少なからず見られる。また、県税はほぼ全県民の財産に直接影響を及ぼすものである。税務職員は多くの県民と直接対応する機会を有し、その業務は適正な賦課・徴収が行われるように県民の理解や協力を求めたり、指導することも必要となつてくる。そのため税務職員には県税を含む幅広い専門的な知識が求められる。

税務職員は例えば個人事業税、法人事業税については、一般に公正妥当と認められる会計慣行をベースに、所得税法や法人税法の知識のほか県税特有な非課税所得の内容を熟知していなければならない。また、不動産所得税については、家屋を評価するための固定資産税評価基準のほか、不動産登記法等の関連する知識を習得する必要がある。また、徴収業務についても地方税法のほか、徴収・滞納整理に関連する法律の知識が求められる。このように県税の賦課・徴収業務は専門的な知識を必要とし、税務業務を行う上ではスペシャリストの育成が必要である。そのため県でも税務職員についてはスペシャリストに位置づけられている。しかし、県税職員の平均的な経験年数は約 3.7 年(平成 23 年 4 月 1 日現在)である。他県平均では 9 年程度であり山梨県は全国最下位レベルである。単純に経験年数で税務担当者の能力等を比較することはできないが、他県と比較してこのようにも経験年数に差があると賦課・徴収業務の遂行能力について疑問を持たざるをえない。県民の財産を扱う業務としては心もとないものといえる。県の若手職員については多様な業務を経験するジョブローテーションがあり、税務課または県税事務所に配属される職員についても OJT が実施され、経験が生まれる。このジョブローテーションの過程のみではなく、多様な職員について本人の適正や能力を考慮して専門的な知識の習得に努められるような育成計画を作成すべきであり、また、業務内容に応じた適正な職員配置を行うべきである。さらに、これらの指針を作成して、既存の職員にもわかるように開示し、運用していくべきである。

(2) 納税者の利便性を高めるため、公開されている質疑応答事例を充実すべきである(指摘事項)

山梨県のホームページ上で県税に関する Q & A が掲載されているが、納税者からの問い合わせの多い内容について追加を随時行い、充実を図ることにより、納税者の利便に供すべきである。

山梨県県庁のホームページに県税に関する Q & A が掲載されている。県税の Q & A に掲載されている税目及び件数は次の通りである。

- 個人県民税：5 件
- 法人県民税：3 件
- 個人事業税：5 件
- 法人事業税：5 件
- 不動産取得税：6 件
- 県たばこ税：3 件
- ゴルフ場利用税：4 件
- 軽油引取税：3 件
- 自動車税・自動車取得税：23 件
- 納付について：14 件
- 滞納整理：6 件

このほか上記の税目に対する概要が掲載されている。

記載されている内容は一般県民の多くが疑問に思う初歩的な内容であり、また、これらに対するお問い合わせのフォームも税務課及び総合県税事務所ごとに作成されている。県税に対するお問い合わせは国税ほどに多くはないものと思われるが、各税目の質疑応答事例の件数は上記の通り非常に貧弱で、納税者の疑問に答えられないものではない。納税者からの問い合わせは電話や当該ホームページのメールでの問い合わせ等相当程度あるものと思われる。これらの中から問い合わせ頻度が高いものを抽出し、この Q & A に追記することにより、充実を図っていくべきと思われる。

個人事業税、法人事業税等一部の県税については申告納税制度が採用されている。この場合には、納税者は税法や条例に対して知らないことのリスクを負うことになる。課税サイトとしても申告に当たって注意すべき点を広く県民に広報することにより正確な申告納税が行われることが期待される。また、山梨県特有な取扱を規定した申告内容もあることから、このような定めについて質疑応答事例を充実して納税者の利便に供すべきである。

また、登録件数が増大してきた場合には検索機能を追加することも必要である。国税庁の質疑応答事例は各種税目、法令等に準拠した質疑応答内容等非常に充実している。当該質疑応答事例には検索機能が備えられており、閲覧者がどの税目に関するものか不

明な場合や税目を横断した内容のままで容易に検索できるように作成されている。さらに、国税庁では平成13年6月より文書回答制度を導入している。当該制度は納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する回答を文書により行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても予測可能性を与えることを目的として創設された制度である。

これらの納税者に対するサービスについては、予算上の制限はあるが、納税者の利便に供するように対応を図ることが求められる。

(3) 自動車税の督促料を徴収することも検討すべきである (意見)

滞納者への督促状送付に対し督促料を徴収していないが、経費負担分の督促料の徴収を検討することも一考である。

自動車所の納付期限は毎年5月31日である。自動車税の滞納については、県の条例により納期限後50日以内に督促状を発することになっており、税務課は、7月1日現在の滞納者に対し督促状を作成している。その件数は下記のとおりである。

年度	督促状作成件数(件)	税額(円)
平成20年度	56,704	2,218,883,191
平成21年度	53,775	2,114,760,060
平成22年度	51,674	2,026,870,180

上記の督促状に係る経費は、平成22年度では作成費及び発送料で420万余りであり、1件当たり80余りとなる。しかし、滞納者へのこれらの経費の徴収はなく、全額が県の負担となっている。しかも、期限内納付が行なわれなかったことによる県の損害に対し、滞納者にこのような多額の経費が発生していることを通知せず、放置していることは不合理である。滞納者に対し、最低でも経費負担分を科し損害金を補填すべきであると思われる。義務システムの改修を伴うため早期の導入は困難とも思われるが、システム改修に合わせて今後検討も必要と思われる。このような措置を行なうことが期限内の納付を促進することにもなる。また、毎年2割強の滞納者が発生しているので、罰則規定を強化することもあわせて必要と史料される。

(4) eLTAxの完全導入を進めるべきである (意見)

eLTAx(地方税ポータルシステム)について山梨県は現在法人2税の電子申告に対応しているが、固定資産税(償却資産税)の申告、電子納税、電子申請・届出は未対応である。税務システムの改修を伴うため予算上の制約を考慮の上ではあるが、納税者の利便性の観点から対応をより検討すべきである。

eLTAx(地方税ポータルシステム)とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである。地方税の申告、申請、納税など(以下「申告等」という)の手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになる。紙ベースの申告等がなくなり、パソコンでの一括した申告等が可能となるため、多くの自治体が導入することにより利便性が一層増すことになる。山梨県のeLTAxの導入状況は法人2税の申告について平成18年1月16日より対応済みであるが、固定資産税(償却資産税)の申告、電子納税、電子申請・届出については未対応である。電子申請・届出については山梨県のホームページ上の「やまなしくらしネット」で対応しているとのことであるが、ほとんど利用されていない状況にある。下表の通り全国の自治体でも徐々に対応を図っていることから、山梨県においても対応をより図るべきであると思われる。

都道府県名	申告開始日	申請・届出開始日	電子納税開始日
北海道	H18.1.30	H22.4.1	
青森県	H18.1.16		
岩手県	H18.1.16	H22.1.18	H22.3.23
宮城県	H18.1.16	H22.4.1	H22.4.1
秋田県	H18.1.16		
山形県	H18.1.16		
福島県	H18.1.30		
茨城県	H18.1.16	H22.12.20	
栃木県	H18.1.16		
群馬県	H18.1.16		
埼玉県	H17.8.1		
千葉県	H18.1.16		
東京都	H17.8.17	H20.9.22	H21.4.1
神奈川県	H17.8.17		
新潟県	H18.10.23		
富山県	H18.1.16		
石川県	H18.1.16		
福井県	H18.1.16		
山梨県	H18.1.16		
長野県	H18.1.16		
岐阜県	H17.1.21		
静岡県	H17.8.17	H23.3.22	
愛知県	H17.8.17		H21.4.1
三重県	H17.10.3		

都道府県名	申告開始日	申請・届出開始日	電子納税開始日
滋賀県	H18.1.16		
京都府	H18.1.16	H21.12.14	
大阪府	H17.1.21	H23.4.1	
兵庫県	H17.1.21		
奈良県	H18.2.27		H22.4.1
和歌山県	H17.1.21	H22.3.23	
鳥取県	H18.1.16	H23.9.20	
島根県	H17.8.17		H20.4.1
岡山県	H17.1.21	H20.3.24	H20.3.24
広島県	H18.1.16	H23.4.1	
山口県	H18.1.16		
徳島県	H18.1.16	H23.4.1	
香川県	H18.1.16		
愛媛県	H18.1.16		
高知県	H18.1.16	H22.4.1	
福岡県	H18.1.16		
佐賀県	H17.1.21		
長崎県	H18.2.27		
熊本県	H18.1.16		
大分県	H18.1.16		
宮崎県	H18.1.16		
鹿児島県	H18.1.16		
沖縄県	H18.2.27	H23.9.20	

(5) 県民税利子割及び配当割・株式等譲渡所得割の申告を電子化することにより、集計の効率化を図ることも一考に値すると思料される。(意見)

県民税利子割及び配当割・株式等譲渡所得割の集計を手作業でおこなっているが、申告の電子化等により作業の効率化を図ることも一考に値する。

県は利子割税を金融機関からの「利子割納入申告書」をもとに、次の手順にて「県民利子割課税状況一覧表」を作成し管理している。

1. 各金融機関より県税務課に「利子割納入申告書」が送付される
 2. 県税務課は、申告書の納税額と各金融機関からの入金額を突き合わせる
 3. 「利子割納入申告書」を県税務課より県税務所に渡す
 4. 県税務所は、「利子割納入申告書」を徴収義務者順に整理し外注先に申告書を渡す
 5. 外注先は、「利子割納入申告書」のデータを入力し結果帳票を県税務所に渡す
 6. 県税務所は、帳票に自動印字されるエラーメッセージを各金融機関に伝える
 7. 県税務所は、上記の回答より帳票を修正し、一覧表の完成となる
- エラーメッセージに自動印字される項目は22種類におよぶが、そのほとんどが「合計エラー」「税額が4%未満です」「税額が5%超8%未満です」であり、金融機関の転記ミスが多いという。これらの作業も、金融機関より「利子割納入申告書」を電子により送付され、自動集計されるならば、上記3以降の相当量を軽減できるものと思料される。なお、配当割・株式等譲渡所得割の管理についても、上記の金融機関が証券代行等に変更の程度でほとんど同様の処理である。金融機関、証券代行等の相手先との連携もあり、山梨県の独自の対応は難しいところであるので、集計作業の電子化等を国に要望することも一考に値すると思料される。

(6) 行政経費削減のために法人県民税等の申告書用紙の送付を希望者のみに行うことを今後検討すべきである。(意見)

現在国税の法人税等においては申告書用紙の送付を希望者のみに行うことによって、行政経費の削減に努めている。山梨県においてもシステムの改修を行うことにより同様の対応は可能であると考えられ、少なくとも郵送料だけで年間375万円の行政経費削減に繋がると試算される。行政経費の削減は常に目指すべきものであり、次回システム改修時にはそのような施策が可能となるような改修を行うことが望まれる。

従来、国税では電子申告により申告を行った納税者に対しては、納税者本人の希望がある場合を除いて翌年度以降は申告書用紙の郵送は行わず、納付書としおり等の資料を送付するだけの対応としていたが、法人税確定申告書については平成22年4月1日以後終了事業年度分から、消費税についても平成23年4月1日終了事業年度分から電子による申告を行っていない納税者に対しても、納税者本人が申告書の「翌年度以降送付要否」の欄に要の記載がない場合には申告書用紙の郵送を行わないこととした。この対応の目的とするところは「行政経費の削減」にある。

それに対して山梨県では電子申告を行ったか否かにかかわらず、全ての県民法人税及び事業税の納税者に対して申告書用紙の郵送を現在も行っている。担当者によると現在のシステムは申告書用紙送付の要否の選択は行えず、仮にそれを可能にするシステム改修を行った場合、概算で1千万円近い費用が発生してしまうとのことであった。また前述のとおり国税においては現在電子申告を行ったか否かにかかわらず、納税者本人の希望がある場合に限って申告書用紙の郵送を行うといった処理に切り替えており、これと同様の対応によれば山梨県においてもシステムの改修を行うことなく、行政経費の削減が可能ではないかとも考えられるが、この場合にも納付書のみを出力するためのシステム改修が必要になってしまうとのことであった。国税ではその対応が可能な根拠を、「市販の会計ソフトシステム等の普及により、税務署郵送の申告書用紙を使用した申告割合が低下したこと」としているが、このような傾向は県民法人税等の申告においても今後さらに強くなっていくと判断される。現在県内において申告を行っている法人は約25,000社存在し、仮にその全てに申告書用紙の送付をやめて、納付書及び案内資料のみの送付に切り替えた場合には最低でも郵送料が1社当たり230円(定形外)から80円(定形)に削減可能であり、年間で約375万円の行政経費の削減が可能となる。さらに申告書用紙の紙代や印刷代等を含めると削減額はさらに増加することが想定される。行政経費の削減は常に念頭に置かれるべきであり、次回のシステム改修の際には上記施策が可能となるように、その改修内容について検討を行うことが望まれる。

(7) 軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対する報償金制度については他県や国と意見交換等を行いつながら、制度のあり方について検討していくことを考えるべきである。(意見)

軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者が納期限までに申告及び納税を行った場合にはその納税額に対して一定率を乗じた報償金が支給されている。この報償金は過去5年間で9億5千万円超にも上るが、このような報償金制度は、他の間接税や住民税の特別徴収制度においては存在しない。この制度は、全都道府県にある制度であることから、他県や国と意見交換等を行いつながら、制度のあり方について、その廃止も視野に入れて検討していくことを考えるべきである。

軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対しては、「県税特別徴収義務者に対する報償金交付要綱」に基づき年間の納税額に対して一定率を乗じた金額が報償金として支給されている。

「県税特別徴収義務者に対する報償金交付要綱」抜粋

1 目的
県税特別徴収制度の円滑な運営を図り、県税収入の確保を期するため、これらの特別徴収義務者に対し、この要綱の定めるところにより報償金を交付する。

2 交付基準等

(1) 報償金は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間において、特別徴収義務者がそれぞれの税につき定められた納期限までに申告し、かつその申告に係る税額当該納期限(略)までに完納した場合に限り、当該税額(略)を基準として次の区分により算定した額を交付するものとする。

ア ゴルフ場利用税 納入額の100分の1.2
イ 軽油引取税 納入額の100分の2.5

	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
ゴルフ場利用税	43	11,418	44	11,730	44	12,024	42	11,676	43	11,765
軽油引取税	142	142	137	134	134	134	134	134	141	141
税	金額(千円)	194,316	186,803	188,922	162,356	162,356	164,890	164,890	184	184
	件数(件)	185	181	178	176	176	176	176	184	184
合計	金額(千円)	205,735	198,534	195,947	174,032	174,032	176,656	176,656		

平成18年度～平成22年度の報償金支給総額 950,906,300円(全904件)

上記のとおり、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者に対して平成18年度から平成22年度の5年間で9億5千万円超の多額の報償金を支給しているが、要綱

によると、当該報償金の支給を受けるための要件は、「納期限までに申告し、かつその申告に係る税額を当該納期限までに完納すること」という、納税者として当然に果たすべき義務を履行することのみである。要綱の目的に掲げられている「県税特別徴収制度の円滑な運営」の実現を達成するために、報償金の支給が絶対に必要であるとは考えられない。不申告者や不納付者に対しては加算金や延滞金等を賦課する罰則の規定が別途手当てされており、納期限までの申告及び納付の推進の為に、むしろこれらの規定を厳格に適用することを一義的には徹底すべきである。税には公平性が求められることは言うまでも無く当然のことである。ただ単に当然の納税義務を履行した者に、しかも間接税の中でも特定の税目(業種)に限って報償金を支給している現在の制度の妥当性及び必要性については疑問を感じる。

しかしながら、当該報償金制度については、国からの交付金の算定基礎にもなっており、また総務省からその支給率についても適当とされる率が通知として示されていること、他県も同様な制度を設けていること等を勘案すると、山梨県独自の対応は困難と思われる。今後は、他県や国と意見交換等を行いつながら、制度のあり方について、その廃止も視野に入れて検討していくことを考えるべきである。

1.2. 滞納整理事務全般

(1) 地区別(担当別)の徴収率を把握し、徴収率向上の対策を検討することが望まれる(意見)

現在、県税について、地区別の徴収率が把握されていない。県税の徴収率の向上のためには、地区別に徴収率を把握した上で、徴収率に応じた詳細な原因分析調査を行い、徴収率向上のための抜本的な対策を検討することが望まれる。

「第二 県税の概要」の「2. 県税事務所及び税務課の組織形態」のとおり、山梨県においては徴収担当につき、税目別でなく地区別に担当割りを行っている。

- 徴収第一担当：北杜市・韭崎市・甲斐市・昭和町
- 徴収第二担当：南アルプス市・中央市・市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町・甲府市の一部(旧中道町・上九一色村)
- 徴収第三担当：山梨市・甲州市・大月市・丹波山村・小菅村・上野原市・道志村・都留市・西桂町
- 徴収第四担当：富士河口湖町・鳴沢村・富士吉田市・忍野村・山中湖村・笛吹市
- 徴収第五担当：甲府市

現在は、税目毎の地区別徴収率を税務システム上で集計できる仕組みになっていない。これについては、システム対応(場合によっては、システム改修)が必要となるが、徴収率向上の対策として、マクロ的な観点から地区別徴収率という統計データの作成が必要である。地区別の徴収率分析により税目毎の地域特性を把握し、これに応じた具体的な効果的な徴収行動、例えば、徴収担当の配置見直しを行う等、抜本的な対策を取ることができると考えられ、結果として徴収率の早期向上に繋がるものと考えられる。個別の滞納案件をサンプル抽出して過去における督促記録等を確認したところ、頻繁に督促や訪問、財産調査を行う等必要な対応に重大な欠落は見られず、今後は個別的な視点に加え全般的な観点からも、徴収率の向上対策を検討することが望まれる。

(2) 滞納整理に関して迅速な対応を図るべきである(指摘事項)

現状、必ずしも滞納案件に対する迅速な対応がされているとは言いがたい。徴収部に滞納案件として回される前の段階で、課税・管理部において、回収困難な兆候を把握し、迅速な対応を取ることが望まれる。

「第二 県税の概要」の「5. 滞納整理関係」で述べたとおり、課税・管理部総務管理課の管理第一担当・管理第二担当において、未納者に対する「督促状」の発付が行われ、その後の滞納者に対しては、徴収部から「催告書」の発付が行われ、滞納整理が実施されることとなっている。

滞納案件の中には、納税意識が乏しい者の滞納や同じ者が滞納を繰り返すケースも少なくない。このような者の滞納は、回収困難となる可能性が高いため、早期の滞納整理が有効である。

また、滞納案件となる前段階でも過去の事例から回収困難となる兆候を分析し、どのような方法、対応をとるべきかを検討することが必要である。

平成23年度税務運営重点方針(税込確保対策会議)の中で、課税・管理部においては、「課税された案件が完納されてはじめて自らの仕事が完了するという意識を持ち、大口で回収困難と予想される案件や滞納者への新たな課税等について、課税後のきめ細かな対応を行うとともに、徴収部門への引継が最小となるよう努める。」を目標として掲げている。課税部門ではこの方針を受け、納期限から「督促状」発付までの間に未納者に対して電話催告等の働きかけを行っている。

特に、自動車税課では、平成20年度から、大口納税者(課税20台以上かつ未納額10万円以上かつ徴収部との折衝がない)に対する電話催告を実施しており、現年課税分の徴収率が毎年向上する等の実績をあげているところである。

初期対応が早いほど回収(徴収)の可能性が高くなる傾向があると思われる、滞納案件になる早期の段階で、より迅速な対応を取っていくことが有効である。今後も課税部門と徴収部門とで連携しながら、納税者に対する早期の働きかけを行い、税込確保に努めていくことが望まれる。

(3) 延滞金の総額を集計し、活用方法を検討していく必要がある(意見)

発生している延滞金について適切に徴収を行うためには、一定時点における延滞金発生総額を把握し、発生総額に対する徴収目標を立てる等の活用方法を検討していく必要がある。

延滞金総額については、年度末・毎月末等必要に応じて滞納者管理システム(新システム)により集計している。

しかし、その集計結果の分析・活用は十分とはいえない。

延滞金とはいえ、徴収事務にかけるコストや滞納せずに納税している人との不公平感を考えると、本税と一体で管理し、かつ、徴収漏れがないような工夫が必要である。

そのためには、徴収担当が、確定した延滞金額だけではなく本税未納者・滞納者に対する延滞金を含めて残高管理を行い、このうちどれくらいの割合分を徴収していくかという徴収目標を立てるか等の活用方法を検討していく必要がある。

(4) 延滞金減免の不正入力が行えないようなシステムを構築することが望まれる(意見)

現在の延滞金減免処理手続は、不正な減免処理を行う余地を残している。延滞金減免処理手続の見直しや、税務システムの改修等が望まれる。

「総合税事務所長の決議を必要とする」延滞金の減免(免除)は、税務システム上の減免処理後に出力される「延滞金減免決議書」の総合税事務所長の決議をもって決議される。しかしながら、現在、税務システム上で延滞金減免処理されたすべての案件について、総合税事務所長決議が網羅的に行われることを担保するための仕組みが構築されていない。そのため、例えば、総合税事務所担当者が延滞金減免の要件を満たさない近親者、友人等の延滞金減免処理を行うなどの不正な減免処理を行う余地を残している。

税務システム上、延滞金減免処理された案件の一覧表を作成・出力できないことが、網羅的な総合税事務所長の決議を確認できないことの原因の1つであると考えられる。税務システムにおいて一覧表を作成・出力できるようにし、税務システム上で延滞金減免処理されたすべての案件が「延滞金減免決議書」の決議を適切に受けているかどうかを、「延滞金催告書」送付前など、定期的にチェックする仕組みを構築することが望まれる。また、現在紙面上で行われている総合税事務所長決議を電子決議に変更する等、現行システムの再開発時には検討されたい。

(5) 執行停止手続を踏んだ上で不納欠損処理を行うことが望まれる(意見)

滞納事案について税負担の公平性の見地からは、財産調査・差押等を早期に着手して回収を図るとともに、回収できないものについては早期に見極めて執行停止を行った上で、「執行停止後3年消滅」での不納欠損処理としていくことが望まれる。

地方公共団体の歳入決算において、法令等の規定に基づく時効又は徴収停止による債権の消滅又は債務の免除により、既に測定されている歳入が徴収し得なくなった場合、これを会計上不納欠損額として表示し整理することとなり、これを不納欠損処分と呼ぶ。不納欠損一覧表を拜見したところ、「地方税の消滅時効」5年でもって不納欠損処理をしている案件が多いが、財産調査等の滞納処分の手続を実施した後、「停止後3年消滅」で不納欠損となるべきものが、「地方税の消滅時効」となっているケースも考えられる。(6)で述べるのとおり、回収の可能性が著しく低い滞納案件について、執行停止の手続を積極的に取ることが望まれる。

このことよって、執行停止手続を取らない場合に比べて、早期に滞納繰越の縮減を図ることができることとなる。不納欠損処理について言えば、「地方税の消滅時効」5年を迎えるのが、「停止後3年消滅」となるので年数の差こそあれ、結果は同じではあるものの、執行停止手続を踏んだ上での不納欠損処理ということであれば、地方税の消滅時効5年による不納欠損処理前に滞納繰越の縮減が図られており、執行停止手続を行わない場合において滞納繰越額が依然として残り続けることと比べて、当該処理に至るまでの財務の健全性が異なることとなる。

よって不納欠損処理については、執行停止手続を踏んだ上で実施することが望まれる。

(6) 執行停止の適用基準を緩和することが必要である (意見)

現状、執行停止については、滞納処分すべき財産がない場合等について、調査に基づいて処理しているが、時効による不納欠損にならないよう、執行停止の適用基準を見直し思い切った執行停止手続の実行が必要である。

現状、平成 21 年度から山梨県では執行停止や即時消滅処理を促進しているものの、以下の地方税法第 15 条の 7 第 1 項を適用した執行停止の手続をもっと多く行える余地があるものと思われる。

滞納者が次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができるとができる。

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき
- ② 滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

徴収の効率化のためには、執行停止の適用基準をもっと緩和し、思い切った執行停止手続の実行が望まれる。

現在山梨県が執行停止の手続を取っている案件は、納付の見込みがなく、滞納処分すべき財産がない場合等について、調査に基づいて処理しているが、執行停止の適用基準が厳格過ぎる嫌いがある。

例えば、執行停止の要件の一つとしての「生活困窮」の状況の判断をするのに、明らかに生活保護を受けるレベルまで困窮が確認できないと執行停止をしないといた例もある。状況判断の調査手続や財産調査件数が十分でない等の理由で執行停止を逡巡しているため、結果として他自治体に比べて執行停止の手続が少なくなっていると思われる。

執行停止要件を拡大することは、モラルハザードを招く懸念があるため、十分な注意を払い、厳格な対応を取ることが必要であるが、時効による不納欠損になることを避けるとともに、滞納者の早期の立ち直りを図るためにも、執行停止の適用基準の見直しが必要である。

(7) 換価の猶予の開始日と担保の登記日が一致するように改善することが望ましい (意見)

換価の猶予の開始日が担保権の登記日より先であるケースがある。この場合、猶予の開始日から登記の日までの間は、担保権は成立しているものの第三者への対抗要件を具備していないため、改善することが望ましい。

滞納処分を執行することにより滞納者の事業の継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合、又は滞納処分を執行するよりもその執行を一定期間猶予することが徴収金の徴収上有利である場合において、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときには、1 年以内の期間に限り換価を猶予 (以下、「換価の猶予」という。) することができる。

換価の猶予を行う際には、原則として猶予を受ける者から担保を徴さなければならぬ。この際の手続は、以下の通りである。

- i. 猶予を受ける滞納者から抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書及び担保提供書が提出される。
- ii. 抵当権設定決議書により総合県税事務所長の決裁を受ける。
- iii. 法務局に登記嘱託を行うことにより、登記がなされる。

上記の手続は、換価の猶予の手続と同時並行して行われる。当然のことながら、換価の猶予と担保権の効力が発生する時期が法令に従っているように手続を実施する必要がある。

換価の猶予の開始日、抵当権設定日 (双方が合意した日であり、担保提供書の日付と考えられる) 及び抵当権の登記日の関係について調査したところ、下記のとおり猶予開始日と抵当権の登記日に差異があるケースが発見された。

	担当部署	猶予開始日	担保提供書の日付	抵当権の登記日
サンプル 1	第三担当	平成 21 年 9 月 24 日	平成 21 年 9 月 24 日	平成 21 年 9 月 28 日
サンプル 2	第五担当	平成 22 年 3 月 26 日	平成 22 年 3 月 26 日	平成 22 年 3 月 29 日

いずれも、換価の猶予開始日と抵当権が成立した日は同日であり、無担保で換価の猶予が適用されている期間はなく、この点においては法令上の問題はない。しかし、抵当権の登記日が猶予開始日及び抵当権の設定日より後となっており、猶予開始日と抵当権登記日の間については善意の第三者に対する対抗要件を具備していないこととなる。

換価の猶予の開始日、抵当権設定日及び抵当権の登記日の関係については、収納管理事務取扱要領又は徴収事務処理マニュアルをはじめ、その他の要領やマニュアルでは特段定められていない。上記の実例においては、対抗要件を具備していない期間はいずれ

もわずかであり、他の担保権者との問題も発生していないが、換価の猶予の開始日と抵当権の登記日をあわせるとともに、これを要領又はマニュアルにおいて明記することが望ましい。

(8) 執行停止処理の研修等の継続的な取り組みが望まれる (意見)

県税の徴収率の向上や、執行停止等要件に該当する滞納者の公平性の観点から、徴収担当の執行停止処理が統一的な水準に基づいて実施されるよう、また、要件にあてはまる滞納者の執行停止処理が促進されるよう、総合県税事務所として継続的な取り組みを実施していくことが望まれる。

滞納者について、一定の事実がある場合において、滞納処分を執行してもその実益がないと認められるとき等に、総合県税事務所長の職権によってその執行を一時停止することを滞納処分の停止 (以下「執行停止」という。) という。この場合、その停止の期間が三年間継続したときは、滞納者の納税義務が消滅する。また、滞納者に財産がない場合において、徴収金が限定承認に係るものであるときその他徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに滞納者の納税義務を消滅させることができる。このことを即時消滅という。

執行停止、即時消滅の要件については、徴収事務処理マニュアルに具体的に定められている。徴収部の各担当者は、自分の担当する滞納者がマニュアルに定められている要件に適合する場合には、執行停止、即時消滅の処理を行うこととなる。しかしながら、各滞納者の状況は担当者しか把握していないことから、執行停止、即時消滅の処理がなされるかどうかの判断については、担当者ごとにバラつきが生じてしまう可能性がある。この点について、総合県税事務所では、平成23年7月7日に執行停止に係る勉強会を実施している。マニュアルに記載されている要件等の解説のほか、執行停止処理に長けた職員による事務処理の進め方、過去事例によるケーススタディの研修が行われた。また、平成23年度は執行停止処理の強化月間を定め、執行停止処理が促進されるような取り組みも実施している。

県税の徴収率の向上や、執行停止等要件に該当する滞納者間で相違を生じさせないという観点から、徴収担当の執行停止処理が統一的な水準に基づいて実施されるよう、また、要件に当てはまる滞納者の執行停止処理が促進されるよう、今後も継続的に対応していくことが望まれる。

1.3. 収納事務全般

(1) 納付方法の拡大について検討すべきである (意見)

納付方法として、総合県税事務所窓口での納付・金融機関での納付・コンビニエンスストアでの納付と多様化が図られてきているが、さらに一歩踏み込んで口座振替による納付・クレジットカードによる納付・マルチペイメントネットワークシステムによる納付といった他の納付方法を採用することを検討することが望まれる。また、コンビニエンスストアでの納付を自動車税のみならず他の税目についても拡大することが望まれる。

「第二 県税の概要」の「6. 収納対策」で述べたとおり、県税の納付方法としては以下のようなものがある。

- ① 総合県税事務所窓口での納付
- ② 金融機関での納付
- ③ 口座振替による納付
- ④ コンビニエンスストアでの納付
- ⑤ クレジットカードによる納付
- ⑥ マルチペイメントネットワークシステム (PC、携帯電話、ATM) によって納付可能とするサービス) による納付

従来からの納税手段としての ①総合県税事務所窓口 ②金融機関 ③口座振替 ④コンビニエンスストア での納付と、納税手段の多様化が図られてきた。今後さらに徴収率を向上させるためには納税方法を拡大していくことが有効と思われる。

具体的には、⑤クレジットカード ⑥マルチペイメントネットワークシステム による納付 といった現在行っていない納税手段の採用を検討すること、また、現在一部税目に導入されている③口座振替 ④コンビニエンスストア での納付についても、他税目への導入拡大の検討が望まれる。

ただし、以上のような新たな納税手段の導入は、税務システムの改修や財務システムの改修等の経費が発生するのみならず、維持管理のコストに関しても新たな手数料が発生する等の問題が考えられるため、十分な議論を行い対応することが望まれる。

(2) 個人県民税について特別徴収のさらなる推進が望まれる (意見)

徴収事務の作業量軽減のため、最も効果的かつ効率的な方法は、給与所得者の特別徴収の割合を引き上げていくことであるため、今後のさらなる拡大が望まれる。

個人県民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収の2つがあり、特別徴収であれば、市町村が特別徴収義務者(事業者)を指定し、この指定された特別徴収義務者が納税義務者(給与所得者)から税金を徴収(給与天引き)し、その徴収した税金を県に納めることとなるため、特別徴収の場合にはほぼ100%の納付が期待できる。また、徴収事務の作業量は格段に軽減される。したがって、滞納を発生させないという点で、最も効果的かつ効率的な方法は、給与所得者の特別徴収の割合を引き上げていくことである。山梨県における給与所得者の個人県民税特別徴収の状況は、以下のとおりである。

個人県民税特別徴収の状況

	特別徴収	普通徴収	計	実施割合
平成18年度	204,557	112,063	316,620	64.6%
平成19年度	206,926	112,034	318,960	64.9%
平成20年度	210,074	112,063	322,137	65.2%
平成21年度	206,515	112,898	319,413	64.7%
平成22年度	209,771	97,546	307,317	68.3%

(単位:件)

上表からわかるように、山梨県における特別徴収の実施割合は徐々に上がってきている。現在、普通徴収の他に特別徴収の推進を図っているのは、都市部が中心である。給与所得者の個人県民税については、地方税法において原則として市町村が給与支払者に特別徴収させなければならないとされているため、山梨県が市町村と共同して、各市町村内の事業者を認得していくことに加え、特別徴収制度自体のPRをより広範囲に継続的に実施していくことにより、特別徴収への移行を働きかけることが重要である。また、特別徴収の実施割合を高めるためのホームページへの掲載やチラシの作成・配布と、現在特別徴収採用拡大といった現在の取組を推進する上で、特別徴収実施割合の低い市町村の洗い出し、行政サービスの制限の検討、具体的な特別徴収実施事業者数の数値目標の設定、計画の進捗状況のモニタリング等、取組をより実効的に推進できる仕組みが重要である。

市町村の税金関係担当者にとっては、特別徴収をもっと採用してもらいたいとのことであり、山梨県も現在、次のような特別徴収採用拡大の取組みは行っており、今後さらなる拡大が望まれる。

- ① 広報紙、ホームページ等によるPR
- ② 関係団体(税理士会、法人会連合会、中小企業中央会、商工会議所、商工会連合会、果実産者協会、病院協会、建設業協会等)への周知・協力要請
- ③ 未実施事業所への要請活動
 - i 市町村長と総合県税事務所長の連名による文書要請
 - ii 訪問要請(特別徴収への切替え要請)
- ④ 特別徴収税額決定通知書の送付
 - 訪問要請した事業所については、雇用形態や給与支払い状況の実態を確認後、特別な理由がない場合は、承諾がなくても特別徴収税額決定通知書を送付し、特別徴収への切替えを行う。

(3) 徴収率向上のための諸施策について今後も不断の活動が望まれる (意見)

徴収率向上のためには、住民の納税意識を高めること、納税手段を拡大することが有効である。このために、自主納税を促すPRを行う等住民の納税意識を高揚させる活動を継続して行っていく必要がある。

納税は納期限までに行うことが課税の公平の観点からも重要であり、そのため、住民の納税意識を高めること、納税手段を拡大することが有効である。

現在、例えば自動車税の納期内納付奨励活動としてのテレビCMや広告、不正燃油の取り締まり強化、個人事業税の納期のお知らせについてのパンフレットを作成するなどにより、高い効果が上がってきている。

この他に、テレビCM、ラジオ放送、新聞広報、デパートにおける懸垂幕の掲出、納期内納付促進キャンペーンの実施といった諸施策を実施しているものの、それらがスポット的に単発なものであったりして、継続してPR活動がされていない面も見受けられる。徴収率向上のためには、これら自主納税を促すPRを継続して行っていくことが望まれる。

(4) 滞納繰越額の減少に向けての対策を早期に実現することが望まれる (意見)

滞納繰越額の減少に向けて、例えば市町村職員が併任発令によって山梨県の総合県税事務所に入ってもらうことにより、さらに踏み込んで山梨県が強制的に滞納処分を行っていくことを現在検討中とのことであるため、当該取り組みを早期に実現することが望まれる。

山梨県の滞納繰越額については、平成20年度から発足した地方税滞納整理推進機構の取り組みの効果等により、年々減少してきている。

地方税滞納整理推進機構は、

- ① 山梨県と市町村の共通の課題である個人住民税を中心とした滞納整理を推進し、徴収率の向上を図ること
- ② 併せて、その活動を通じ、市町村職員の滞納整理に係る技術を向上させることにより、長期的に市町村の徴収力の強化を図ること

の2つを目的として、山梨県と市町村とが相互に連携して設置した共同徴収組織である。市町村の職員49名、山梨県の職員4名で構成されており、山梨県と市町村との連携により、一定の効果を上げているところである。

今後は、県が市町村から滞納案件を引き継いで処理することを規定した地方税法48条を根拠に山梨県が市町村から滞納案件を引き継ぎ、例えば市町村職員が所属する市町村のみならず山梨県の併任発令を受けるといった併任発令によって山梨県の総合県税事務所に入ることにより、さらに踏み込んで山梨県が強制的に滞納処分を行っていくことを検討しており、その取り組みを実現することが望まれる。

地方税法48条を根拠にした取り組み・市町村へのアプローチは、平成14年度から実施しており、当時は山梨県が市町村から案件を引き継いで初めて財産調査を行ったり、差押を行ったりした状況であった。その後、県職員の市町村への派遣を経て、地方税滞納整理推進機構への役割を委ねていったわけであるが、再び山梨県が地方税法48条を根拠に個人県民税について滞納整理を行うこととしたものである。今後対象となる滞納案件は、長年にわたって滞納継続中の徴収困難な案件であるが、体制や人員が変わることによって、従来とは別の観点・角度から滞納状況を分析したり対策を検討することが可能となり、解決が図れることが期待される。

(5) 山梨県全体としての徴収率の向上に向けて引き続き取り組んでいただきたい (意見)

山梨県では、方針として平成22年までは現年分の徴収率の向上を優先させてきたが、平成23年以降は過年度からの滞納繰越の徴収率の向上に努める予定とのことであるため、引き続き全体の徴収率向上に向けて取り組んでいただきたい。

県税のうち、個人県民税の徴収率の平成20年から平成22年までの全国順位(総務省発表)は、次頁以降のとおりである。

徴収率について、山梨県は現年分が97.4%で全国86位であり、滞納繰越分が21.4%で全国32位、合計は90.4%で全国41位である。平成21年になって現年分の徴収率は向上してきており、これによって新規の滞納繰越の発生が抑えられているといえる。

そして、山梨県では方針として、平成22年までは現年分の徴収率の向上を優先させてきたが、平成23年以降は、i. 差押を中心とした滞納整理 ii. 搜索の実施 iii. 差押物件の迅速な換価 といった諸施策により、滞納繰越の徴収率の向上に努める予定とのことであるため、引き続き全体の徴収率向上に向けて取り組んでいただきたい。

(全体)

平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度	
順位	都道府名	徴収率	順位	都道府名	徴収率	順位	都道府名
1	鳥根	96.4%	1	鳥根	96.3%	1	鳥根
2	京都	95.1%	2	京都	96.0%	2	京都
3	新潟	94.4%	3	新潟	95.6%	3	新潟
4	滋賀	93.9%	4	滋賀	95.0%	4	滋賀
5	滋賀	93.9%	5	滋賀	94.9%	5	滋賀
6	奈良	93.6%	6	奈良	94.1%	6	奈良
7	香川	93.6%	7	徳島	94.6%	7	徳島
8	富山	93.4%	8	奈良	94.0%	8	鳥取
9	徳島	93.4%	9	香川	94.5%	9	神奈川
10	神奈川	93.3%	10	神奈川	93.8%	10	石川
11	茨城	93.3%	11	山形	93.7%	11	岩手
12	兵庫	93.0%	12	兵庫	93.6%	12	長野
13	高知	93.0%	13	広島	94.3%	13	兵庫
14	山形	93.0%	14	岩手	93.4%	14	奈良
15	佐賀	93.0%	15	長野	93.3%	15	香川
16	和歌山	92.9%	16	岡山	93.2%	16	茨城
17	長野	92.9%	17	佐賀	93.2%	17	岡山
18	愛媛	92.7%	18	高知	93.1%	18	福山
19	山口	92.5%	19	石川	93.0%	19	秋田
20	福山	2.5%	20	愛媛	93.0%	20	福山
21	岡山	92.4%	21	福山	93.0%	21	愛媛
22	鹿児島	92.4%	22	鹿児島	92.9%	22	愛媛
23	鹿児島	92.3%	23	秋田	92.9%	23	鹿児島
24	秋田	92.3%	24	山形	92.9%	24	鹿児島
25	石川	92.3%	25	福山	92.9%	25	鹿児島
26	石川	92.2%	26	鹿児島	92.8%	26	鹿児島
27	宮崎	92.1%	27	福山	92.7%	27	福山
28	岐阜	92.0%	28	東京	92.7%	28	青森
29	長崎	91.9%	29	長崎	92.6%	29	佐賀
30	福井	91.9%	30	大分	92.5%	30	高知
31	大阪	91.7%	31	長崎	92.5%	31	長崎
32	大阪	91.6%	32	岐阜	92.5%	32	佐賀
33	愛知	91.5%	33	宮崎	92.4%	33	宮崎
34	青森	91.3%	34	宮崎	92.4%	34	宮崎
35	福井	91.2%	35	青森	92.1%	35	和歌山
36	熊本	91.0%	36	熊本	91.6%	36	宮崎
37	三重	90.9%	37	群馬	91.5%	37	群馬
38	北海道	90.9%	38	北海道	91.5%	38	群馬
39	群馬	90.7%	39	北海道	91.4%	39	群馬
40	群馬	90.5%	40	宮崎	91.4%	40	北海道
41	山梨	90.4%	41	千代田	91.3%	41	千葉
42	宮城	90.3%	42	山梨	91.2%	42	茨城
43	宮城	90.1%	43	茨城	91.0%	43	茨城
44	茨城	89.9%	44	埼玉	90.9%	44	茨城
45	埼玉	89.7%	45	栃木	90.6%	45	静岡
46	栃木	89.4%	46	栃木	90.5%	46	静岡
47	静岡	88.9%	47	静岡	90.3%	47	沖縄
合計		91.8%	合計		92.5%	合計	

(現年分)

平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度	
順位	都道府名	徴収率	順位	都道府名	徴収率	順位	都道府名
1	鳥根	98.9%	1	鳥根	98.5%	1	鳥根
2	新潟	98.4%	2	新潟	98.1%	2	新潟
3	新潟	98.4%	3	鳥取	98.0%	3	滋賀
4	奈良	98.3%	4	徳島	97.9%	4	奈良
5	滋賀	98.3%	5	奈良	97.9%	5	奈良
6	滋賀	98.3%	6	山形	97.9%	6	山形
7	山形	98.2%	7	富山	97.9%	7	山形
8	長野	98.1%	8	山形	97.9%	8	鳥取
9	香川	98.1%	9	和歌山	97.8%	9	京都
10	徳島	98.0%	10	京都	97.7%	10	和歌山
11	和歌山	98.0%	11	香川	97.7%	11	兵庫
12	京都	98.0%	12	兵庫	97.6%	12	香川
13	茨城	98.0%	13	福井	97.6%	13	長野
14	石川	98.0%	14	岩手	97.6%	14	福山
15	兵庫	98.0%	15	石川	97.6%	15	和歌山
16	高知	98.0%	16	高知	97.6%	16	石川
17	秋田	98.0%	17	秋田	97.5%	17	岩手
18	山梨	97.9%	18	長崎	97.5%	18	高知
19	鹿児島	97.8%	19	山口	97.5%	19	香川
20	鹿児島	97.8%	20	茨城	97.4%	20	神奈川
21	岐阜	97.7%	21	佐賀	97.4%	21	福山
22	福山	97.7%	22	岡山	97.4%	22	岡山
23	岩手	97.7%	23	福山	97.4%	23	愛媛
24	佐賀	97.7%	24	神奈川	97.3%	24	福山
25	大分	97.7%	25	福山	97.3%	25	鹿児島
26	群馬	97.6%	26	鹿児島	97.3%	26	岐阜
27	神奈川	97.6%	27	愛媛	97.3%	27	鹿児島
28	愛媛	97.6%	28	青森	97.2%	28	佐賀
29	宮崎	97.6%	29	青森	97.2%	29	群馬
30	福山	97.6%	30	長崎	97.1%	30	青森
31	長崎	97.5%	31	愛媛	97.1%	31	大分
32	熊本	97.5%	32	大分	97.1%	32	宮崎
33	青森	97.5%	33	岐阜	97.1%	33	佐賀
34	岡山	97.5%	34	熊本	97.1%	34	宮崎
35	三重	97.5%	35	熊本	97.0%	35	宮崎
36	山梨	97.4%	36	山梨	97.0%	36	大分
37	大分	97.4%	37	大阪	97.0%	37	熊本
38	静岡	97.1%	38	大阪	96.8%	38	長崎
39	北海道	97.0%	39	千葉	96.8%	39	埼玉
40	千葉	97.0%	40	三重	96.7%	40	東京
41	茨城	97.0%	41	茨城	96.7%	41	茨城
42	栃木	96.9%	42	北海道	96.6%	42	静岡
43	栃木	96.9%	43	東京	96.6%	43	静岡
44	宮崎	96.9%	44	埼玉	96.6%	44	宮崎
45	埼玉	96.8%	45	静岡	96.6%	45	栃木
46	東京	96.8%	46	沖縄	96.5%	46	北海道
47	福山	96.7%	47	栃木	96.3%	47	沖縄
合計		97.4%	合計		97.1%	合計	

(滞納繰越分)		平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度	
順位	都道府県徴収率	順位	都道府県徴収率	順位	都道府県徴収率	順位	都道府県徴収率	順位	都道府県徴収率
1	京都府 37.1%	1	京都府 33.5%	1	京都府 40.2%	1	京都府 33.2%		
2	鳥根 30.5%	2	東京都 31.8%	2	東京都 34.4%	2	東京都 31.3%		
3	東京都 28.7%	3	東京都 29.2%	3	宮崎県 32.6%	3	宮崎県 30.3%		
4	沖縄県 28.3%	4	佐賀県 29.2%	4	鳥根 31.1%	4	宮崎県 28.3%		
5	佐賀県 28.3%	5	沖縄県 29.1%	5	沖縄県 29.4%	5	沖縄県 25.8%		
6	愛媛県 27.6%	6	高知県 27.7%	6	神奈川県 28.3%	6	大分県 25.5%		
7	神奈川県 27.6%	7	香川県 27.6%	7	福岡県 28.0%	7	神奈川県 24.6%		
8	広島県 27.1%	8	神奈川県 27.3%	8	広島県 27.6%	8	香川県 24.5%		
9	香川県 26.6%	9	愛媛県 26.9%	9	岐阜県 27.6%	9	愛媛県 24.5%		
10	大分県 26.2%	10	和歌山県 26.3%	10	大阪府 27.6%	10	北海道 24.2%		
11	和歌山県 26.2%	11	大阪府 26.2%	11	高知県 27.5%	11	高知県 24.1%		
12	高知県 26.0%	12	長崎県 25.8%	12	長崎県 27.3%	12	長崎県 23.6%		
13	高知県 25.8%	13	大分県 25.7%	13	香川県 26.9%	13	徳島県 23.5%		
14	福岡県 24.9%	14	北海道 25.7%	14	徳島県 26.7%	14	岐阜県 22.9%		
15	滋賀県 24.7%	15	徳島県 25.2%	15	大分県 26.6%	15	三重県 22.6%		
16	北海道 24.3%	16	広島県 25.1%	16	富山県 26.5%	16	山梨県 22.5%		
17	大阪府 24.3%	17	山口県 25.1%	17	北海道 26.4%	17	岡山県 22.5%		
18	岐阜県 24.3%	18	岐阜県 25.0%	18	佐賀県 25.7%	18	広島県 22.4%		
19	山口県 24.2%	19	福岡県 24.7%	19	愛媛県 25.4%	19	福岡県 21.5%		
20	岡山県 24.2%	20	宮崎県 24.5%	20	三重県 25.2%	20	富山県 21.5%		
21	新潟県 23.9%	21	鳥取県 24.4%	21	兵庫県 25.1%	21	栃木県 21.3%		
22	三重県 23.9%	22	鹿児島県 24.4%	22	鹿児島県 25.0%	22	栃木県 21.3%		
23	徳島県 23.7%	23	奈良県 24.3%	23	岡山県 25.0%	23	岩手県 21.2%		
24	鳥取県 23.5%	24	岡山県 24.2%	24	奈良県 24.9%	24	熊本県 21.1%		
25	長崎県 23.3%	25	滋賀県 24.2%	25	山梨県 24.3%	25	埼玉県 21.1%		
26	長野県 23.2%	26	兵庫県 24.0%	26	新潟県 24.7%	26	兵庫県 20.9%		
27	奈良県 22.9%	27	兵庫県 23.4%	27	鳥取県 24.2%	27	奈良県 20.8%		
28	兵庫県 22.8%	28	新潟県 23.2%	28	滋賀県 24.1%	28	新潟県 20.7%		
29	鹿児島県 22.6%	29	熊本県 22.9%	29	栃木県 24.1%	29	福島県 20.4%		
30	熊本県 22.1%	30	福岡県 22.7%	30	福岡県 24.0%	30	茨城県 20.1%		
31	熊本県 21.6%	31	岩手県 22.7%	31	岩手県 23.6%	31	茨城県 19.8%		
32	山梨県 21.4%	32	富山県 21.9%	32	長野県 23.3%	32	鳥取県 19.8%		
33	福岡県 21.1%	33	長野県 21.9%	33	福岡県 22.8%	33	長野県 19.7%		
34	岩手県 21.0%	34	山梨県 21.8%	34	山梨県 22.5%	34	佐賀県 19.6%		
35	埼玉県 20.8%	35	千葉県 21.3%	35	埼玉県 22.2%	35	山梨県 19.6%		
36	埼玉県 20.6%	36	福岡県 21.2%	36	福岡県 22.1%	36	福岡県 19.5%		
37	千葉県 20.5%	37	茨城県 21.1%	37	茨城県 22.0%	37	千葉県 19.4%		
38	茨城県 20.1%	38	埼玉県 21.0%	38	熊本県 21.9%	38	青森県 19.3%		
39	愛知県 19.9%	39	秋田県 20.2%	39	和歌山県 21.8%	39	山梨県 18.5%		
40	愛知県 19.6%	40	栃木県 20.1%	40	秋田県 21.8%	40	群馬県 18.0%		
41	宮城県 19.3%	41	青森県 19.7%	41	青森県 21.7%	41	群馬県 18.0%		
42	青森県 19.0%	42	石川県 19.6%	42	山形県 21.3%	42	和歌山県 17.8%		
43	秋田県 18.9%	43	愛知県 19.2%	43	愛知県 20.7%	43	石川県 17.5%		
44	石川県 18.6%	44	静岡県 18.9%	44	石川県 20.3%	44	山形県 17.2%		
45	山形県 18.1%	45	山形県 18.2%	45	静岡県 20.3%	45	静岡県 17.2%		
46	群馬県 18.0%	46	群馬県 18.1%	46	群馬県 19.0%	46	宮城県 16.8%		
47	静岡県 16.7%	47	宮城県 17.8%	47	宮城県 18.5%	47	愛知県 16.7%		
合計	23.7%	合計	24.6%	合計	26.1%	合計	22.7%		

1.4. 租税教育

(1) 高等学校を対象とした租税教育を検討すべきである (意見)

租税教育に関する山梨県の取組みは小中学校の社会科向けのみであるが、高等学校向けの租税教育についての取組みを検討すべきである。

現在山梨県において行なわれている租税教育の取組は、小中学生を対象としたものであり、高校生その他の層を対象とした租税教育の取組は行われていない。

高校生に対する租税教育が不要な訳ではない。

現に、日本税理士会連合会のホームページには、「租税教育は生涯学習・生涯教育の一つに位置付けられ、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒はもちろん、大学の学生、社会人全般にわたる生涯に及ぶものです」との記載がある。全国的に見ると、現状、高校生に対する租税教育は、国税庁、税理士会及び法人会を中心に実施されているようである。

また、「平成23年度税制改正大綱」(平成22年12月16日)において、「本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。」としている。その上で、学校における租税教育について、「特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。」と述べている。このように、高等学校における租税教育は、租税教育の更なる充実にとって不可欠な取り組みであると認識されている。

高校生は納税者となる時期が最も近いことから、「社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てる」効果が最も現れやすい層であると考えられ、山梨県としての高校生に対する租税教育の取組みを検討するべきであると考えられる。より広範な層に対して租税教育を行なうことにより、納税意識の向上を図り、長期的には県の財政に寄与するものと思われる。

1.5. 税務システム

(1) 税務システムの運用維持管理業務委託契約における再委託に関する条項を追加すべきである (意見)

税務システムの運用維持管理業務について、県はA社に委託している。また、A社では委託業務の一部を別会社であるB社に再委託している。一方、「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」では、再委託に関する条項は記載されていない。再委託に対しても委託先と同等のセキュリティ体制が敷かれるよう契約書上に明記することが望まれる。

税務システムの運用維持管理業務について、県は「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」に基づきA社に委託している。また、A社では委託業務の一部を別会社であるB社に再委託している。一方、「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」では、再委託に関する条項は記載されていない。

税務システムでは、県民の賦課情報等の個人情報記録されており、運用保守の作業上、委託先又は再委託先がこれらの情報に触れることは十分にあると思われる。「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」では、「秘密の保持」として「乙(委託先)は、業務の処理上知り得た情報を他に漏らしてはならない。」と定めており、委託先に対しては秘密保持義務を課しているが、再委託先にまで課することはできていない。再委託に対しては再委託先と同等のセキュリティ体制が敷かれるよう契約書上に明記することが望まれる。なお、明記する具体的な内容としては以下が考えられる。

- ・再委託の原則禁止と、再委託する場合には、事前に県の承諾を書面で得ること
- ・再委託する場合、再委託の理由、再委託先と体制、再委託する作業範囲、委託先の再委託先に対する監督方法を明確にすること
- ・再委託先に委託先と同等以上のセキュリティ対策を実施、報告させること

(2) 一時訪問者用 ICカードに対する退庁時の確認、記録を行うべきである (意見)

税務課では保有する一時訪問者用 ICカードについては、万一紛失した場合、最長で1ヶ月間気がつかないおそれがある。日々の退庁時に税務課システム担当で実施している確認、記録項目に、一時訪問者用 ICカードが紛失していないことを確認、記録することが望まれる。

税務課では一時訪問者用 ICカードを保有しており、保守作業等の目的で委託先担当者がサーバ室へ入室する場合、ICカードを一時貸与する運用としている。ICカードは、未使用時には税務課システム担当者しか知らない場所で保管しているが、この ICカードの使用頻度は月に1回程度であるため、万一紛失した場合、最長で1ヶ月間気が付かないおそれがあり、その場合、紛失時の経緯を遡って確認することが困難になる可能性がある。

日々の退庁時に税務課システム担当で実施している確認、記録項目に、一時訪問者用 ICカードが紛失していないことを追加することが望まれる。

(3) 「税務システムデータベース管理台帳」における具体的な LT10 の名称の記録を残すべきである (意見)

税務システムでは、税務課と情報政策課の間でバックアップ媒体の授受を定期的に行い、その結果を「税務システムデータベース管理台帳」に記録しているが、具体的にどの LT10 を授受したのかを記録していない。
「税務システムデータベース管理台帳」に具体的にどの LT10 を授受したのかを記録として残すことが望まれる。

税務システムでは、情報政策課を介してバックアップデータの遠隔地保管を行っている。そのため、税務課と情報政策課の間でバックアップ媒体の授受を定期的に行い、その結果を「税務システムデータベース管理台帳」に記録しているが、具体的にどの LT10 を授受したのかを記録していない。

具体的な LT10 の媒体名を記録しないと、万一 LT10 が紛失した場合に、そのことに気が付かないおそれがある。「税務システムデータベース管理台帳」に具体的にどの LT10 を授受したのかを記録に残すことが望まれる。

(4) 税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメントを施錠保管すべきである(意見)

税務課では過去の契約で委託先から納入された税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメント(紙)を保管しているが、常時施錠できる場所には保管していない。これらのドキュメントは、施錠可能な場所で保管、管理する必要がある。

「山梨県税務システムセキュリティ実施手順書 IIセキュリティ実施手順 1 情報資産の分類」では、税務システムの情報の機密性、完全性、可用性はいずれもレベル3と最高ランクとしている。また、「山梨県情報セキュリティ対策基準 第1章情報資産の分類と管理」では、「情報資産の機密性、完全性及び可用性に鑑み、重要性に応じて分類した上で管理をしなければならぬ」と定めている。これらのことから、税務システムについては、「重要性1 個人情報及び必要とする最小限の者のみが扱うべき情報資産」が該当し、保管の方法としては、「施錠可能な場所で保管しなければならない。」を適用する必要がある。

しかしながら、税務課では過去の契約で委託先から納入された税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメント(紙)を保管しているが、常時施錠されている場所(保管庫等)できる場所には保管していない。これらのドキュメントは、税務システムとシステムで管理しているデータに関するものであり、常時施錠されている場所で保管、管理する必要がある。

(5) 県主体の特権 ID 及びパスワードを県が主体的に管理すべきである(意見)

税務課では、特権 ID 及びパスワードの管理を委託先に任せ切りにしており、税務課では特権 ID 及びパスワードの情報を管理、把握していない。
税務システムの特権 ID 及びパスワードは県が主体的に管理することが望まれる。

税務課では、委託先が保守作業のために税務システムサーバの特権 ID を使用することを許可している。許可するにあたっては、予め委託先から使用する者の氏名を提出させており、人数も必要最低限としている。また、使用時には連絡票が提出されており、使用の記録を残している。しかし、特権 ID 及びパスワードの管理を委託先に任せ切りにしており、税務課では特権 ID 及びパスワードの情報を管理、把握していない。税務システムの所有者は委託先ではなく県であることから、税務システムの特権 ID 及びパスワードは県が主体的に管理することが望まれる。

(6) 税務システムの本番データの利用について適切な管理を行うべきである(意見)

税務システムのシステム改修において委託先が本番データを利用する際は、事前に税務課システム担当者へ利用の依頼を行い税務課長の承認を得ているが、依頼、承認とも口頭によるものに留まっており、利用後のデータ廃棄についても特に記録を残していない。

委託先が本番データを利用する際は、連絡票を用いた運用が望まれる。また、データを適切に廃棄したことを確認し、記録することが望まれる。

税務システムのシステム改修における委託先の最終試験では、県に設置している試験環境に本番データのうち試験に必要な部分をコピーして、試験に利用している。委託先が本番データを利用する際は、事前に税務課システム担当者へ利用の依頼を行い税務課長の承認を得ているが、依頼、承認とも口頭によるものに留まっており、利用後のデータ廃棄についても特に記録を残していない。

本番データ利用の記録を残さないと、いつ誰が何の目的で利用したのか、利用について税務課長が承認したのか、利用後にデータを適切に廃棄したのか不明確となってしまうおそれがある。

委託先が本番データを利用する際は、現在運用保守で利用している連絡票を用いて、利用する本番データの内容、使用期限、廃棄方法を記載させ、税務システム管理者である税務課長の承認を得てから、委託先にデータを提供するという運用が望まれる。また、利用後において、データを適切に廃棄したのか、税務課システム担当は確認し、記録することが望まれる。

第四 山梨県出資法人の概要

1. 公益法人制度改革の概要

(1) 公益法人制度改革の概要

平成 20 年 12 月 1 日に公益法人制度改革関連三法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「認定法」という。）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が施行された。これにより従来の公益法人は経過措置として特例民法法人とされ、法の施行日から 5 年（平成 25 年 11 月 30 日まで）の内に、行政庁に所定の申請を行い認定または認可を得て、新制度の公益法人（公益社団法人または公益財団法人）または一般法人（一般社団法人または一般財団法人）へ移行することとされた。なお、平成 25 年 11 月 30 日までに移行を行わない法人は解散したものとみなされる。

(2) 公益法人制度改革の背景と目的

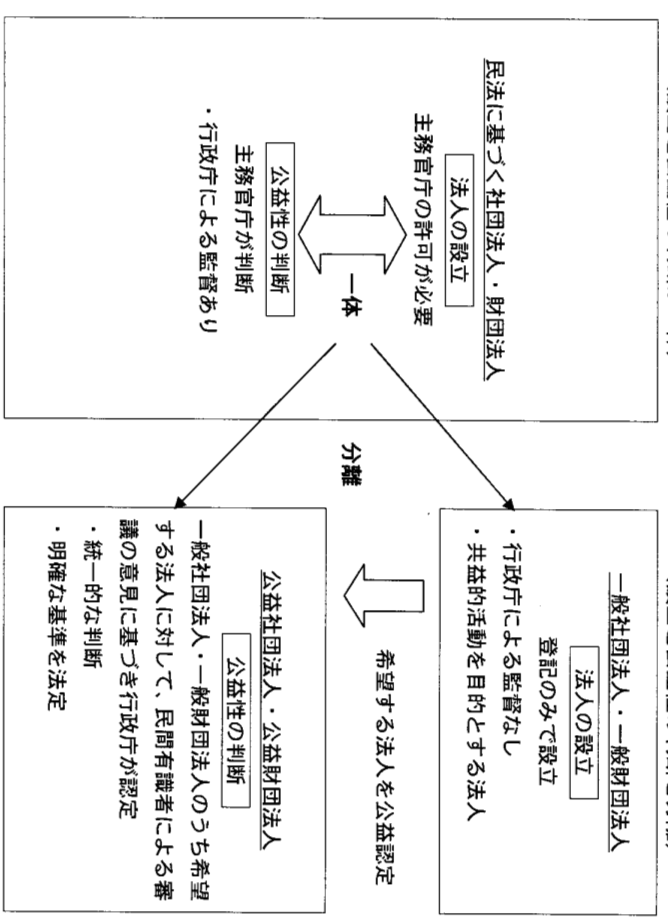
従来の公益法人は明治 29 年の民法制定以来、100 年以上の間、抜本的な改革は行われておらず現代においては様々な問題点が指摘されていた。1 つはその設立許可基準や公益性の判断が明確でないことであった。法人の公益性の判断に関しては、改正前民法第 34 条において「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であり、営利を目的としないもの」と定められているのみであり、結果としてその公益性の判断は主務官庁の自由裁量となってしまう。また NP0 法人（特定非営利活動法人）等の存在も民法の制定時には当然に想定されておらず、制度自体を時代に適合したものにすることが必要であった。そのため民による公益増進の活動促進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不透明性等の問題を解決するため、今回の改革が行われた。

(3) 公益法人制度改革の基本的仕組み

まずは従来の主務官庁の設立許可制度を改め、公益性の有無によらず準則主義（法人格の登記）により設立が可能となる一般法人（一般社団法人または一般財団法人）の制度を創設した。そして一般法人の内、公益目的事業を主たる目的とした法人であって、法が定める基準を満たす法人について、民間有識者の審議に基づき内閣総理大臣や知事がその公益性を認定するという制度に改めた。つまり、新しい制度の最も大きな趣旨は法人の設立と公益性の認定を分離することにある。また併せて公益法人が準拠すべき会計基準についても平成 16 年に企業会計基準の考え方を織り込んだ会計基準が制定された。これは従来の収支計算体系から損益計算体系へと転換する大変革であった。

旧公益法人制度
法人設立等の主務官庁制・許可主義
(設立と公益性の判断が一体)

新制度
主務官庁制・許可主義の廃止
(設立と公益性の判断を分離)



移行	公益社団法人・公益財団法人 ・法人法及び認定法に適合していること。(※1)	一般社団法人・一般財団法人 ・法人法に適合していること。(※1)
事業等	・公益認定基準を遵守し事業実施することが必要。事業内容を変更するには、変更の認定が必要となる場合がある。	・法人の創意工夫により公益的な事業に限らず柔軟な事業の展開が可能。(※2)
監督等	・公益認定等審議会等による報告徴収、立入検査の実施、知事等による勧告・命令、認定の取消しがある。	・原則、法人の自主的な運営が可能。(※2)

(※1) 特例民法法人からの移行については、公益目的支出計画が適正、確実であること。
(※2) 特例民法法人からの移行法人については、公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画を定めた実施事業を着実に実施し、毎年度知事等に実施報告をする必要がある。

2. 山梨県による県出資法人経営健全化プログランの概要

山梨県が県出資法人の改革の方向性を明らかにするために平成 21 年 3 月に策定した「県出資法人経営健全化プラン」の概要は以下のとおりである。

(1) 策定の趣意

山梨県は平成 19 年 12 月に策定した「山梨県行政改革大綱」に示された県出資法人の見直しについての実施計画として「県出資法人経営健全化プラン」を平成 21 年 3 月に策定した。当プランはこれまでの県出資法人改革の取り組みや、公益法人制度改革及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」と第三セクター改革等の出資法人を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、より一層の効率的・効果的な経営の推進と県民サービスの向上を図るために必要となる出資法人改革の方向性を明らかにすることがその趣意とされている。

(2) 山梨県のこれまでの出資法人改革の取り組み

山梨県は、出資法人について平成 10 年度以降、整理統合、県関与の縮小、運営の合理化・効率化等を目的として 4 回にわたり見直しの計画を策定し、法人の統合合をはじめ、県関与の見直し、民間への譲渡、管理部門の一元化、情報公開の推進等の改革に取り組んできた。また、平成 19 年度からは、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した合理的・効率的な法人経営を可能とするため、PDCA（マネジメント・サイクルの考え方を導入した経営評価を実施している。

(3) 対象とされる法人及び計画期間

プラン策定時に県が出資していた法人全 41 法人のうち、平成 21 年 3 月に解散した(財) 山梨県公園公社とその運営に県が関与しないこととされている(株) ヴァンフオーレ山梨スポーツクラブの 2 法人を除いた 39 法人が対象とされている。また、計画期間は平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間である。

(4) 出資法人改革の方向性等

山梨県は出資法人改革の方向性を以下のように定めている。

i. 法人の役割や事業の再確認等

社会経済情勢の変化に伴い、目的が県民ニーズに合った内容となっているかを確認するとともに、民間企業や非営利団体などとの役割分担を踏まえた事業等の見直しを行う。

ii. 公益法人制度改革への対応

旧公益法人は、事業内容や財務状況を勘案し、新制度の法人に移行する必要があるた

め、移行する法人の種類、課題、スケジュール等を整理検討する。

iii. 国ガイドラインへの対応

国ガイドラインに沿った経営改革を進めることとし、外部の専門家を含めた検討委員会の検討結果等を踏まえ、経営改革に関する方針を策定する。

iv. 効率的な業務体制の推進

出資法人に対しては、公益性の観点から県が支援を行っているが、県の財政状況が厳しいことを踏まえて、出資法人も効率的な業務体制の推進を図る。

(5) 総合かつ持続的な改革の推進

山梨県は総合かつ持続的な改革の推進のために以下の 3 点を掲げている。

i. 自立した法人経営を行う環境の整備

平成 18 年度から指定管理者制度の導入により、公共施設の管理を主たる業務とした法人においては、組織のスリム化や経営の効率化が進められた。

ii. 経営評価システムを中心とした経営改革

PDCA（マネジメント・サイクルの考え方を導入した経営評価システムは、各法人が自己評価を行い、その自己評価に対し経営評価アドバイザーが会議の意見等を参考に県が総合所見を作成し、県民に対しても公表する等、透明性の確保を図りながら、継続的な取り組みを行う仕組みとなっている。

iii. 改革の推進と検証

出資法人は、県の行政目的達成の一翼を担っていることに鑑み、本プランに示された出資法人改革の実現に向け、県と法人が協力して、具体的な取組内容の確実な実施に努めるとともに、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、数値目標の達成状況と併せて、県のホームページ上で公表することとする。

(6) 個別法人の改革の概要(表中の太字ゴシックは今回の外部監査の対象とした法人)

i. 存廃を含めた抜本的な見直しを実施する法人(1法人)

法人名	改革の概要
(社) 山梨県農業用廃プラスチック処理センター	平成 21 年度から廃プラスチックの加工処理を全面廃止することとしており、法人の存廃を含めた抜本的な見直しを実施する。

ii. 国ガイドラインに沿って法人のあり方を検討する法人 (5法人)

法人名	改革の概要
山梨県土地開発公社	社会情勢の変化に伴い、土地の先行取得の意義が薄れている。県の支援により米倉山造成地の債務処理を進めるとともに、公社のあり方を検討する。
(財) 山梨県環境整備事業団	平成21年度の供用開始に向けて、経営方針を策定し、健全な経営に向けて、効率的な運営に努める。
(財) 山梨県林業公社	木材価格の低迷が続いており、分収造林事業の意義は薄れている。国の支援策も踏まえて、今後の法人のあり方を検討する。なお、公益法人制度改革への対応として、正味財産不足の状態の解消も課題となる。
(財) 山梨県農業振興公社	農地保有合理化事業については債務超過となっているため、この解消策と合わせて、今後の法人のあり方を検討する。
山梨県住宅供給公社	社会情勢の変化に伴い、住宅分譲事業は廃止する。県の支援により計画的に住宅分譲事業に係る債務処理をすすめるとともに、公社のあり方を検討する。

iii. 中・長期的な経営合理化を図る法人 (27法人)

法人名	改革の概要
(財) 山梨総合研究所	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。特に、
※平成23年11月1日公益財団法人へ移行	公益目的事業の充実と管理費の縮減が課題である。
山梨県更生保護協会	寄付金への依存度が高く経営が不安定なため、経営計画を策定し、安定的な収入確保を図る。
(財) やまなし文化学習協会	県民文化ホールの指定管理者に選定されなかったことや公益法人制度改革などを踏まえ、経営計画を改定し、さらなる経営の合理化を図る。
(財) 山梨県青少年協会	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、指定管理者制度の下で、運営費の抑制が課題である。
※平成23年4月1日公益財団法人へ移行	
(社) 山梨県私学教育振興会	公益法人制度改革を前提に経営計画を策定する。特に、事業量が減少しており、事業の充実等が課題である。

(財) 山梨県機器移植推進財団	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、基本財産を取り崩しており、収入の確保が課題である。
※平成23年4月1日公益財団法人へ移行	
(財) 山梨県生活衛生営業指導センター	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、公衆衛生の向上のため、より積極的な事業展開が課題である。
(財) 山梨県健康管理事業団	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。自立した経営に向け、より一層の経営の改善が課題である。
(財) 山梨県緑化推進機構	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。
※平成23年1月4日公益財団法人へ移行	
榛清里の森管理公社	果受貯事業の廃止等を踏まえ、独立採算に向けて、経営計画を見直す。
(財) やまなし産業支援機構	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。経営合理化を進めているが、業務量の増加に伴う組織、機能の充実も課題となっている。組織等の見直しに際しては、果運営費補助金の抑制に留意する必要がある。
※平成23年4月1日公益財団法人へ移行	
山梨県信用保証協会	単年度収支の赤字が続いており、収益及び費用の抜本的見直しを含めた経営計画を策定する。
(財) 山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	経営の合理化を図るとともに、公益法人制度改革に対応するため、法人のあり方を検討する。
(財) 山梨県富士川地域地場産業振興センター	経営の合理化を図るとともに、 公益法人制度改革に対応するため、法人のあり方を検討する。
(財) 山梨県郡内地域地場産業振興センター	経営の合理化を図るとともに、公益法人制度改革に対応するため、法人のあり方を検討する。
(財) 山梨県国際交流協会	公益法人制度改革を踏まえ経営計画を見直す。特に事業費の大半を占める収益事業の見直しも課題である。また、既に役割を終えたと思われる「農業拓殖基金債務保証事業」の見直しも必要である。
(社) 山梨県青果物経営安定基金協会	公益社団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、単年度収支の赤字の改善が課題である。
(財) 山梨県子育て育成協会	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。特に、指定管理者の制度の下で、人件費の抑制が課題である。
※平成23年4月1日公益財団法人へ移行	

(社) 山梨県畜産協会	公益社団法人化を前提に経営計画を策定する。補助金・委託金等に頼らない安定的な運営が課題。
(財) 山梨県馬事振興センター	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。特に、運営費補助金の抑制が課題である。
(株)山梨食肉流通センター	旧食肉公社の負債を引き継いでおり、厳しい経営が続いている。経営計画を見直し、引き続き経営合理化を進める。
山梨県農業信用基金協会	経営計画に基づき、経営の合理化を推進する。
山梨県道路公社	雁坂トンネル有料道路の交通量が計画を大きく下回っているため、経営計画を見直し、経費の削減等により計画的に経営改善を図る。
(財) 山梨県下水道公社	公益法人制度を踏まえ経営計画を見直す。特に、給与の適正化が課題である
(財) 山梨みどり奨学会	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。特に償還業務の確実な実施が課題である。
※平成22年4月1日公益財団法人へ移行	
(財) 山梨県体育協会	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、運営費の抑制が課題である。
(財) 山梨県暴力追放県民会議	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。寄付金の獲得と経費の削減が課題である。
※平成22年11月1日公益財団法人へ移行、名称を(公財) 山梨県暴力追放運動推進センターと改称	

iv. 自立的に経営の合理化を進める法人(6法人)

法人名	改革の概要
(財) ふるさと財団 ※平成23年4月1日公益財団法人へ移行、名称を(公財) 長田ふるさと財団と改称	基本財産の運用益の範囲内で運営を行っており、公益財団法人に移行する。
(財) やまなみ文化基金	基本財産の運用益の範囲内で運営を行っており、公益財団法人に移行する。
(福) 山梨県社会福祉事業団	独立採算の下、自立的な運営を行っている。
(財) 山梨県アイベンク ※平成23年4月1日公益財団法人へ移行	基本財産の運用益や寄付金の範囲内で運営を行っており、公益財団法人に移行する。
(財) やまなし環境財団	基本財産の運用益の範囲内で運営を行っており、

※平成23年4月1日公益財団法人へ移行	公益財団法人に移行する。
(財) 小佐野記念財団	基本財産の運用益の範囲内で運営を行っており、公益財団法人に移行する。

(※は監査人による)

3. 山梨県が出資している全40法人の総括表

(1) 財務の状況(平成22年度)

法人名	資産			負債			正味財産等(資本等)		
	流動資産	固定資産	資産計	流動負債	固定負債	負債計	正味財産計 (資本等計)	内当期増減額	内基本財産等 (内資本等)
(特) 山梨県土地開発公社	2,433,404	169,409	2,602,813	3,248,210	1,563,947	9,812,157	△ 7,149,344	20,897	20,000
(公) 山梨県総合研究所	45,308	587,629	632,937	5,964	0	5,964	626,973	△ 10,795	525,000
(特) オープン・山梨六 本センター	355,430	161,008	516,438	258,007	47,987	305,994	210,440	201	367,000
(公) 長田ふさと財団	4,947	501,152	506,099	0	0	0	506,099	△ 772	500,000
(特) 山梨県民生保護協会	20,144	146,243	166,387	0	1,243	1,243	165,144	1,926	145,000
(特) やまなみ文化基金	1,382	300,800	302,182	0	0	0	302,182	1,281	300,800
(特) やまなみ文化学習協会	99,844	15,001	114,845	18,879	0	18,879	95,966	668	15,000
(特) 山梨県学教育振興会	108,309	136,110	244,419	0	0	0	244,419	△ 2,832	204,179
(特) 山梨県社会福祉事業団	1,730,619	2,857,534	4,588,153	307,936	196,142	504,078	4,084,075	223,002	13,300
(公) 山梨県福祉移住推進財団	4,503	36,734	41,237	61	1,108	1,169	40,068	△ 2,311	35,625
(公) 山梨県山梨県移住推進財団	2,438	51,000	53,438	0	0	0	53,438	△ 758	51,000
(公) 山梨県衛生保健生営業指導 センター	1,291	5,000	6,291	182	0	182	6,109	156	5,000
(特) 山梨県健康管理事業団	227,595	783,295	1,010,890	39,573	183,935	223,508	790,382	1,958	4,586
(公) やまなみ環境財団	6,946	483,011	489,957	794	0	794	489,163	△ 47	482,290
(特) 山梨県環境整備事業団	256,961	4,151,874	4,408,835	2,394,839	1,816,123	4,210,962	197,873	△ 673,918	30,000
(公) 山梨県緑化推進機構	73,770	1,086,390	1,160,160	544	393	937	1,159,223	54,466	1,032,216
(特) 山梨県緑化推進機構	524,548	26,408,409	26,932,957	31,376	27,123,909	27,147,285	△ 227,328	△ 13,206	1,000
(特) 清里の森管理公社	53,316	18,346	71,662	9,377	14,218	23,595	48,067	303	10,000
(公) やまなみ産業支援機構	7,762,798	5,711,776	13,474,574	171,050	10,053,929	10,224,979	3,238,995	6,410	424,170
(特) 山梨県信用保証協会	15,430,668	212,384,052	227,814,720	5,700,407	212,484,113	218,184,520	9,630,199	245,149	9,248,838
(特) 山梨県富士川地域地場産 物振興センター	35,710	1,403,771	1,439,481	14,897	72,389	87,286	1,352,195	△ 13,060	30,000
(特) 山梨県富士川地域地場産 物振興センター	5,938	368,126	374,064	5,234	10,414	15,648	358,416	△ 13,267	30,000
(特) 山梨県内地域地場産物 振興センター	11,681	549,017	560,698	10,106	54,283	64,389	496,309	△ 2,930	30,000
(特) 小笠原記念財団	3,602	320,950	324,552	0	0	0	324,552	229	300,000
(特) 山梨県国際交流協会	39,219	250,696	289,915	5,235	6,956	12,230	277,685	△ 21,954	250,696
(特) 山梨県農業振興公社	127,801	868,649	996,450	54,980	271,723	326,708	667,742	△ 2,620	807,111
(特) 山梨県農産物販促センター	5,158	50,189	55,347	3,019	1,586	4,605	50,742	184	31,305
(特) 山梨県子育て支援センター	1,276	916,556	917,832	953	38,751	39,704	880,128	△ 1,138	815,782
(公) 山梨県子育て支援センター	28,063	96,835	124,888	13,714	63,828	77,542	47,346	2,526	10,000
(特) 山梨県農業振興公社	60,865	660,875	721,740	28,839	65,186	887,025	34,715	△ 217,864	7,000
(特) 山梨県農産物振興センター	3,686	279,767	283,453	1,532	21,420	22,952	260,500	△ 21,488	1,000
(特) 山梨県食肉流通センター	437,534	376,452	813,986	143,577	520,727	664,304	149,683	5,383	420,000
(特) 山梨県農業信用基金協会	47,215,970	3,716,493	50,932,465	46,469,678	1,453,633	47,923,311	3,009,134	69,049	2,865,379
(特) 山梨県信用基金協会	705,760	4,933,904	5,639,664	102,862	3,831,890	3,934,752	1,704,911	102,311	1,225,000
(特) 山梨県下水道公社	223,563	229,319	451,882	171,250	153,588	324,838	127,044	84	74,000
(特) 山梨県住宅供給公社	426,652	7,775,902	8,202,554	237,745	11,871,392	12,109,137	△ 3,906,584	212,228	10,000
(公) 山梨大学短期大学部	12,814	1,720,765	1,733,579	2,935	918	3,853	1,738,726	253,136	480,293
(公) 山梨県青少年協会	151,558	182,225	333,783	110,864	131,225	242,089	91,694	18,346	51,000
(特) 山梨県体育協会	432,392	1,009,675	1,442,067	180,129	237,297	417,426	1,018,641	36,181	449,249
(公) 山梨県暴力追放運動推進 センター	3,741	594,196	597,937	105	173	280	597,657	△ 957	594,197
全法人合計	79,137,204	282,958,522	361,442,726	64,744,853	272,904,492	337,649,345	23,738,379	254,161	21,899,957

(2) 収支の状況(平成22年度)

法人名	経常収入(A)	(A)のうち からの補助 金・委託金 (B)	(B)÷(A)	経常支出(C)	経常収支差額 (A)-(C)	経常収支比率 (A)÷(C)
(特) 山梨県土地開発公社	788,066	216,057	27.3%	765,169	20,897	102.7%
(公) 山梨県総合研究所	76,034	5,000	6.6%	88,764	△ 10,730	87.8%
(特) オープン・山梨六 本センター	1,067,057	0	0.0%	1,064,499	2,558	100.2%
(公) 長田ふさと財団	5,123	0	0.0%	5,895	△ 772	86.9%
(特) 山梨県民生保護協会	12,573	0	0.0%	10,647	1,926	118.1%
(特) やまなみ文化基金	4,231	0	0.0%	2,950	1,281	143.4%
(特) やまなみ文化学習協会	259,687	179,335	69.1%	259,019	668	100.3%
(特) 山梨県学教育振興会	1,926	0	0.0%	4,738	△ 2,812	40.5%
(特) 山梨県社会福祉事業団	2,206,339	114,905	5.2%	2,001,692	224,647	111.2%
(特) 山梨県福祉移住推進財団	3,418	650	19.0%	5,729	△ 2,311	59.7%
(公) 山梨県山梨県移住推進財団	3,941	500	12.7%	4,699	△ 758	83.9%
(特) 山梨県衛生保健生営業指導 センター	20,847	17,165	82.3%	20,691	156	100.8%
(特) 山梨県健康管理事業団	535,364	37,201	6.9%	533,065	2,279	100.4%
(公) やまなみ環境財団	7,510	0	0.0%	7,803	△ 293	96.2%
(特) 山梨県環境整備事業団	194,777	3,524	1.8%	870,695	△ 675,918	22.4%
(公) 山梨県緑化推進機構	90,116	3,074	3.4%	87,540	2,576	102.9%
(特) 山梨県緑化推進機構	657,264	307,384	46.8%	672,164	△ 14,900	97.8%
(特) 山梨県緑化推進機構	99,328	0	0.0%	98,510	818	100.8%
(公) やまなみ産業支援機構	3,311,496	198,004	6.0%	3,305,066	6,410	100.2%
(特) 山梨県信用保証協会	2,570,176	67,245	2.6%	1,418,448	1,151,728	181.2%
(特) 山梨県富士川地域地場産 物振興センター	111,255	12,216	11.0%	104,764	6,471	106.2%
(特) 山梨県富士川地域地場産 物振興センター	67,185	20,399	30.4%	79,143	△ 11,958	84.9%
(特) 山梨県内地域地場産物 振興センター	80,338	25,329	31.5%	82,104	△ 1,766	97.8%
(特) 小笠原記念財団	3,608	0	0.0%	3,378	230	106.8%
(特) 山梨県国際交流協会	297,723	48,663	16.3%	319,803	△ 22,080	93.1%
(特) 山梨県農業振興公社	193,378	12,016	6.2%	190,955	2,423	101.3%
(特) 山梨県農産物販促センター	36,925	0	0.0%	36,741	184	100.5%
(特) 山梨県子育て支援センター	192,526	0	0.0%	193,621	△ 1,095	99.4%
(公) 山梨県子育て支援センター	257,210	210,579	81.9%	254,684	2,526	101.0%
(特) 山梨県農業振興公社	350,065	5,712	1.6%	258,591	91,474	135.4%
(特) 山梨県食肉流通センター	96,583	24,558	25.4%	100,094	△ 3,511	96.5%
(特) 山梨県農業信用基金協会	1,491,272	0	0.0%	1,487,226	4,046	100.3%
(特) 山梨県信用基金協会	242,500	31	0.0%	228,992	13,508	106.0%
(特) 山梨県下水道公社	950,396	21,050	2.2%	1,000,934	△ 50,538	95.0%
(特) 山梨県住宅供給公社	2,239,334	2,223,453	99.3%	2,227,420	11,914	100.5%
(特) 山梨県農業振興公社	1,332,221	807,629	60.6%	1,119,993	212,228	118.9%
(公) 山梨大学短期大学部	22,821	10,081	44.2%	17,072	5,749	133.7%
(公) 山梨県青少年協会	765,786	664,922	86.8%	744,487	21,299	102.9%
(特) 山梨県体育協会	1,153,363	822,133	71.3%	1,113,496	39,867	103.6%
(公) 山梨県暴力追放運動推進 センター	17,146	1,844	10.8%	18,097	△ 951	94.7%
全法人合計	21,834,998	6,060,663	27.8%	20,807,398	1,027,600	104.9%

(単位：千円)

(3) 出資金、県支出金及び県貸付金の状況 (平成22年度)

(単位：千円)

法人名	出資金		県支出金		県貸付金残高		
	出資総額(A)	県出資額(B)	(B)÷(A)	負担金(補助金)委託金(C)			
(特)山梨県土地開発公社	20,000	20,000	100.0%	201,285	14,772	216,057	0
(公)山梨総合研究所	525,000	200,000	38.1%	5,000	0	5,000	0
(特)フロンティア山梨スポーツ	367,000	80,000	21.8%	0	0	0	0
(公)長田ふるさと財団	500,000	300,000	60.0%	0	0	0	0
(特)山梨県更生保護協会	145,000	40,000	27.6%	0	0	0	0
(財)やまなし文化基金	300,000	300,000	100.0%	0	0	0	0
(財)やまなし化学学習協会	15,000	15,000	100.0%	0	179,335	179,335	0
(社)山梨県私立教育振興会	204,179	100,000	49.0%	0	0	0	0
(社)山梨県社会福祉事業団	13,300	13,300	100.0%	2,962	111,943	114,905	0
(公)山梨県福祉推進財団	35,625	10,000	28.1%	650	0	650	0
(公)山梨県フタバ	51,000	5,000	9.8%	500	0	500	0
(財)山梨県生活衛生営業指導センター	5,000	2,000	40.0%	17,165	0	17,165	0
(財)山梨県健康管理事業団	4,538	100	2.2%	5,147	32,054	37,201	0
(公)やまなし環境財団	482,290	479,000	99.3%	0	0	0	0
(財)山梨県環境整備事業団	30,000	10,000	33.3%	3,524	0	3,524	0
(公)山梨県緑化推進機構	1,032,216	300,000	29.1%	1,551	1,523	3,074	0
(財)山梨県林業公社	1,000	1,000	100.0%	159,277	148,107	307,384	14,706,980
(特)津理の森管理公社	10,000	4,500	45.0%	0	0	0	0
(公)やまなし産業支援機構	434,170	173,800	40.0%	138,837	59,207	198,044	6,318,360
(特)山梨県信用保証協会	9,248,838	2,385,149	25.2%	67,245	0	67,245	9,414,988
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	30,000	10,000	33.3%	12,218	0	12,218	35,911
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター	30,000	14,200	47.3%	20,399	0	20,399	0
(財)山梨県都内地域地場産業振興センター	30,000	13,950	46.5%	28,724	10,225	38,949	48,870
(財)小笠原記念財団	300,000	300,000	100.0%	0	0	0	0
(財)山梨県国際交流協会	250,876	200,100	79.8%	9,350	39,313	48,663	0
(財)山梨県農業振興公社	807,111	600,000	74.3%	12,016	0	12,016	57,246
(社)山梨県農業用農ラスタツツ処理センター	31,305	15,000	47.9%	0	0	0	0
(社)山梨県青果物経営安定基金協会	815,782	82,700	10.1%	0	0	0	0
(公)山梨県子牛育成協会	10,000	10,000	100.0%	0	210,579	210,579	0
(社)山梨県畜産協会	218,272	87,500	40.1%	1,787	3,925	5,712	0
(財)山梨県馬産振興センター	1,000	400	40.0%	4,496	20,082	24,556	0
(財)山梨県食肉流通センター	420,000	150,000	35.7%	80,463	500	80,963	0
(特)山梨県農業信用基金協会	2,865,370	497,510	17.4%	31	0	31	0
(特)山梨県道徳公社	1,225,000	612,500	50.0%	0	21,050	21,050	0
(特)山梨県下水道公社	74,000	37,000	50.0%	0	2,223,453	2,223,453	0
(公)山梨みどり養学会	480,293	16,000	3.3%	256,498	0	256,498	0
(公)山梨県青少年協会	51,000	20,000	39.2%	664,922	664,922	664,922	0
(財)山梨県体育協会	449,249	411,407	91.6%	172,205	649,990	822,135	0
(公)山梨県暴力団対策運動推進センター	594,196	300,000	50.5%	0	1,844	1,844	0
合計	22,117,608	7,777,116	35.2%	1,443,910	4,960,373	6,404,283	31,185,143

注) 山梨総合研究所の委託金には調査・計測測定委託料は除く

(4) 役員構成 (平成23年4月1日時点)

単位：人

法人名	常勤理事(取締役)			非常勤理事(取締役)			監事(監査役)			評議員計
	プロパティ	役員	その他	プロパティ	役員	その他	プロパティ	役員	その他	
(特)山梨県土地開発公社		1	1		4	4		2	2	7
(公)山梨総合研究所			2		1	8		1	2	25
(特)フロンティア山梨スポーツ	3		3	8		9		2	3	11
(公)長田ふるさと財団			0	1		8		1	1	7
(特)山梨県更生保護協会			0	2		20		2	2	29
(財)やまなし文化基金			0	2		6		1	1	8
(社)山梨県私立教育振興会			1	2		10		2	2	11
(社)山梨県社会福祉事業団			0	1		4		2	2	15
(公)山梨県福祉推進財団			0	1		15		1	2	14
(公)山梨県フタバ			0	2		10		1	2	12
(財)山梨県生活衛生営業指導センター			1	3		9		3	3	13
(財)山梨県健康管理事業団			1	3		19		4	4	27
(公)やまなし環境財団			0	1		6		2	2	7
(財)山梨県環境整備事業団			1	4		16		1	1	21
(公)山梨県緑化推進機構			1	10		10		1	2	12
(財)山梨県林業公社			1	2		2		1	2	19
(特)津理の森管理公社			1	2		5		2	2	7
(公)やまなし産業支援機構			1	2		2		1	2	10
(特)山梨県信用保証協会	1		2	1		11		1	1	17
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター			1	1		17		2	2	22
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター			1	2		11		2	2	16
(財)山梨県都内地域地場産業振興センター			1	2		27		2	2	31
(財)小笠原記念財団			0	2		4		1	1	6
(財)山梨県国際交流協会			1	1		11		1	1	14
(財)山梨県農業振興公社			1	4		8		2	2	12
(社)山梨県農業用農ラスタツツ処理センター			1	5		15		2	2	23
(社)山梨県青果物経営安定基金協会			0	1		10		3	3	14
(公)山梨県子牛育成協会			1	2		6		2	2	5
(社)山梨県畜産協会			0	1		12		1	1	18
(財)山梨県馬産振興センター			1	3		8		1	1	14
(財)山梨県食肉流通センター			1	3		4		3	3	11
(特)山梨県農業信用基金協会	1		1	10		11		2	3	15
(特)山梨県下水道公社			2	4		14		2	2	22
(公)山梨みどり養学会			1	4		8		1	1	7
(公)山梨県青少年協会			2	3		5		1	1	7
(財)山梨県体育協会			1	2		29		2	2	31
(公)山梨県暴力団対策運動推進センター			1	2		4		2	2	8
全法人合計	6	2	27	7	42	9	75	9	379	472
						1		19	2	67
								2	2	89
									2	10
										19
										990

(5) 職員の構成(平成23年4月1日時点)

単位：人

法人名	管理職			一般職員			臨時・非常勤職員		総計
	プロパー職員	県職員	その他	プロパー職員	県職員	その他	プロパー等	県職員	
(特) 山梨県土地開発公社	2	1							4
(公財) 山梨総合研究所	1			1	3		4		9
(株) ソフトウェア山梨エポッククラブ				0	7	2	9	6	15
(公財) 長田ふるさと財団				0			0	5	5
(特) 山梨県更生保護協会	1			1	1		1	0	2
(財) やまなま文化基金				0			0	5	5
(財) やまなま化学学習協会	5			5	10		10	1	32
(社) 山梨県私立教育振興会				0	5		0	1	2
(特) 山梨県社会福祉事業団	9			14	131		131	133	278
(公財) 山梨県福祉推進財団				0	0		0	1	1
(公財) 山梨県アイバンク				0	0		0	1	1
(財) 山梨県生活衛生営業指導センター				0	1		1	1	2
(財) 山梨県健康管理事業団	5			2	22		19	4	50
(公財) やまなまし環境財団				2	2				4
(財) 山梨県環境整備事業団				5	9		3	3	17
(公財) 山梨県緑化推進機構				1	1		0	1	2
(財) 山梨県緑林公社	4	1	4	9	7	3	10	8	28
(株) 清理の森管理公社	2			2	3		3	1	6
(公財) やまなま産業支援機構	6			6	12	1	15	54	75
(特) 山梨県信用保証協会	12			12	29		29	14	56
(財) 山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター				0	1	1	3	5	8
(財) 山梨県富士川地域地場産業振興センター				0	2		1	3	5
(財) 山梨県甲府内地域地場産業振興センター				1	3		3	4	9
(財) 小笠原記念財団				2	4		4	0	6
(財) 山梨県国際交流協会				1	3		3	4	8
(財) 山梨県農業振興公社	1	1	1	2	2		2	1	7
(社) 山梨県農業用農プラスタウン処理センター				1	1		1	1	3
(社) 山梨県青果物経営安定基金協会				0	2		2		3
(公財) 山梨県子育て育成協会	2			2	19		19	2	23
(社) 山梨県畜産協会	1			1	4		4	4	10
(財) 山梨県馬事振興センター	1		1	2	3		3	5	10
(特) 山梨県食肉流通センター	7			7	35		35	15	57
(特) 山梨県農業信用基金協会	1			1	3		3	1	7
(特) 山梨県道路公社				2	2		2	4	8
(財) 山梨県下水道公社	3			3	19		19	4	26
(特) 山梨県住宅供給公社	2			3	11		11	8	22
(公財) 山梨みどり奨学会				1	1		1	2	4
(財) 山梨県青少年協会	8			8	19		19	35	62
(財) 山梨県体育協会	7			7	31		31	37	75
(公財) 山梨県暴力追放運動推進センター				0			1	1	2
全法人合計	80	17	11	3	384	23	4	5	421
				3	111		1	1	399
								10	15
									424
									956

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(1) 公益財団法人長田ふるさと財団

①所在
公益財団法人長田ふるさと財団はその事務局を山梨県企画県民部県民生活・男女参画課内に置く。

②沿革

昭和62年12月	東京相和銀行関連7社が県に対して財団設立の原資として2億9千8百万円を寄付
昭和63年1月	財団法人ふるさと財団設立
平成23年4月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人長田ふるさと財団として新たに設立登記

③目的

基本財産の運用益をもとに、民間活動(障害者・高齢者への福祉活動、芸術・文化活動、教育・教養活動、国際交流・地域振興活動など)への助成や県民の看護師さんの表彰を通して、県民が心身ともに健康で幸せを実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業
- ・国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業
- ・生涯学習及び地域文化の振興に関する事業
- ・看護の促進に関する事業

民間活動への助成	基本財産の運用益をもとに、障害者・高齢者の福祉、芸術・文化活動、教育・教養を深める活動、国際交流や地域振興などを行う民間の団体に対する助成を実施する。
県民の看護師さん表彰	基本財産の運用益をもとに、看護の第一線で活躍している看護師等への表彰を行う。(副賞として、「ナイチンゲールゆかりの地を訪ねる研修」を実施)

⑤所管部(局)課

山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

(2) 更生保護法人山梨県更生保護協会

①所在 更生保護法人山梨県更生保護協会は山梨県甲府市中央 1-11-8 甲府保護観察所内に所在している。

②沿革

昭和 26 年 6 月	山梨保護観察協会結成
昭和 27 年	山梨更生保護助成協会に改称
昭和 30 年 12 月	公益法人認可
昭和 39 年 4 月	山梨更生保護協会に改称
昭和 42 年	山梨県更生保護協会に改称
平成 8 年 4 月	法人格を更生保護法人に変更

③目的

山梨県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第 2 条第 2 項に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- ・保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- ・更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- ・犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- ・更生保護事業法第 2 条第 2 項各号に掲げる者に対する金品の給与

一時保護事業	保護観察対象者や更生緊急保護の対象者（刑務所満期釈放者、起訴猶予者など）のうち、援助や保護が必要な人に対する、必要かつ相当な範囲で金品の給貸与等の援助を行う。
連絡助成事業	更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡及び助成を行う。

⑤所管部（局）課

山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

(3) 財団法人やまなみ文化基金

①所在 財団法人やまなみ文化基金はその事務局を山梨県企画県民部生涯学習文化課内に置く。

②沿革

昭和 59 年 8 月	山梨日日新聞社及び山梨放送が財団設立の原資として 3 億円を寄付 財団法人やまなみ文化基金設立
-------------	--

③目的

山梨県民の文化活動が自主的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化に寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・地域文化振興事業への助成
- ・芸術文化の創作、成果発表等への奨励、助成
- ・文化教養活動の奨励、助成

地域文化振興事業への助成	地域に残るすぐれた伝統文化の保存や伝承活動の促進。また地域における新しい文化の創造のための事業など、県内の各種文化団体が行う事業に対する助成を実施する。
芸術文化の創作、成果発表への助成	県民の芸術文化活動が自主的かつ活発に行われるよう、個人、各種芸術文化団体が行う活動成果の発表会等に対する助成を実施する。
文化教養活動への助成	県民の文化意識の高揚を図ることを目的として、地域の各種文化団体等が行う国内外の文化事業や講演会等に対する助成を実施する。

⑤所管部（局）課

山梨県企画県民部生涯学習文化課

(4) 社団法人山梨県私学教育振興会

①所在
社団法人山梨県私学教育振興会は山梨県甲府市丸の内2-14-13ダイヤビル6階に所在している。

②沿革

昭和36年7月 社団法人山梨県私学教育振興会設立

③目的

山梨県内の私学教育振興のため、必要な資金を貸付、又は助成し、もって私学教育を振興し、本県教育文化の高揚に資することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

・本会の会員が、その設置する私立学校の経営上資金を必要とする場合の貸付又は助成
 ・本会の会員が、その設置する私立学校の教育の振興のために事業を行う場合の助成
 ・会員又は本会の会員等で組織する団体が私立学校の職員の研修及び福利厚生等の事業を行う場合の助成

貸付事業	私立学校の教育条件の改善充実と経営の安定健全化に資するための貸付を実施する。(施設整備及び経営資金、耐震診断及び耐震工事経費貸付)
助成事業	県私立中学高等学校連合会、県私立幼稚園協会が実施する研修会、県私学協会が主催する私学振興大会に対して助成を実施する。

⑤所管部(局) 課
山梨県総務部私学文書課

(5) 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

①所在
社会福祉法人山梨県社会福祉事業団の本部事務局は山梨県山梨市一町田中155に所在している。また、法人において経営及び山梨県より管理を受託している施設は下表のとおりである。

施設名	所在地
豊寿荘	山梨県南アズナ市十日市場727
明生学園	山梨県甲斐市竜王2175
桃源荘	山梨県山梨市一町田中155
きぼうの家	山梨県甲府市羽黒町1255
もえぎ寮	山梨県大月市富浜町宮谷1510-3
はまなし寮	山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1
山梨県立総合福祉センター かえで荘	山梨県笛吹市石和町窪中島587-36
山梨県立聴覚障害者情報センター	山梨県甲府市北新一丁目2-12

②沿革

昭和41年4月	法人本部事業執行体制確立、山梨県立養護老人ホーム豊寿荘の運営受託
昭和41年11月	山梨県立老人福祉センターの運営受託
昭和42年9月	山梨県立明生学園の運営受託
昭和46年2月	本部事務局が山梨県民会館から社会福祉会館へ移転
昭和46年4月	山梨県立特別養護老人ホーム桃源荘の運営受託
昭和51年9月	山梨県立きぼうの家の運営受託
昭和56年3月	山梨県立老人福祉センター閉鎖
昭和57年9月	山梨県立総合福祉センターかえで荘の運営受託
昭和63年4月	山梨県立もえぎ寮の運営受託
平成8年4月	山梨県立はまなし寮の運営受託
平成9年4月	本部事務局が社会福祉会館から福祉プラザへ移転
平成9年4月	山梨県立聴覚障害者福祉センターの運営受託
平成17年4月	山梨県社会福祉事業団民営化(県立入所6施設移管受入れ)
平成18年4月	山梨県立総合福祉センターかえで荘指定管理者制度スタート
平成18年4月	山梨県立聴覚障害者福祉センター指定管理者制度スタート
平成22年10月	本部事務局が福祉プラザから桃源荘へ移転

③目的
 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- i. 第一種社会福祉事業
 - ・ 養護老人ホームの経営
 - ・ 児童養護施設の経営
 - ・ 特別養護老人ホームの経営
 - ・ 身体障害者療護施設の経営
 - ・ 身体障害者通所授産施設の経営
 - ・ 知的障害者授産施設の経営
- ii. 第二種社会福祉事業
 - ・ 山梨県立総合福祉センターの経営
 - ・ 老人デイサービス事業の経営
 - ・ 老人短期入所事業の経営
 - ・ 障害福祉サービス事業の経営
 - ・ 聴覚障害者情報提供施設の経営
 - ・ 老人居宅介護等事業の経営

高齢者福祉	<ol style="list-style-type: none"> i. 豊寿荘（養護老人ホーム・訪問介護事業・特定施設入居者生活介護事業・特別養護老人ホーム） <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境や経済的事情により生活が困難な概ね 65 歳以上の方が、生活を送ることが出来るよう支援する。 ii. 桃源荘（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護施設、通所介護施設、居宅介護支援事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度に基づき、日常生活の援助を受け、快適な生活を送ることが出来るよう支援する。
障害者福祉	<ol style="list-style-type: none"> i. きぼうの家（身体障害者療護施設・短期入所事業・身体障害者通所授産施設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする身体障害者の方が安心して生活を送ることが出来るよう支援する。 ・ 身体的な理由により、一般に就労が困難な方が、職業を得て自活できるように支援を行う。

	<ol style="list-style-type: none"> ii. はまなし寮（身体障害者療護施設・短期入所事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする身体障害者の方が安心して生活を送ることが出来るよう支援する。 iii. もえぎ寮（知的障害者授産施設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等での就労が困難な知的障害者の方に、働く場の提供や知識及び技能習得のための訓練を行う。 iv. 県立聴覚障害者情報センター（指定管理者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者派遣事業などを行い、聴覚障害者の自立と社会参加を支援する。
児童福祉	<p>明生学園（児童養護施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな理由から保護者と一緒に生活できない児童を保護者に代わって養育し支援を行う。
総合福祉センター	<p>県立総合福祉センターかえで荘（指定管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上の方、母子家庭及び寡婦の方、障害者の方がご利用いただける宿泊温泉施設。

⑤所管部（局）課
 山梨県福祉保健部福祉保健総務課

(6) 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

①所在地

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団は山梨県中央市下河東 1110 に所在している。

②目的

臓器移植に関する知識の普及啓発及び啓蒙を図るとともに、腎臓機能障害者に対して腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発と、腎臓移植に関する事業を行い、山梨県民の医療の向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

③沿革

昭和 61 年 8 月	財団法人山梨県臓器移植推進財団設立
平成 23 年 4 月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人山梨県臓器移植推進財団として新たに設立登記

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 臓器移植に関する普及啓発及び啓蒙活動
- ・ 腎臓移植希望者に対する知識や情報の提供を行い、腎臓移植登録希望者の登録及びそれに関連した業務である組織適合検査の手配、補助を行う。
- ・ 腎臓提供と腎臓移植に係わる医療従事者及び医療機関に対する啓蒙活動

臓器移植に関する知識の普及及び啓発事業	県内病院等を巡回し、臓器提供担当者との協議やパンフレット等の配布及びシンポジウム、研修会等の開催を行う。
献腎移植希望者の登録に関する事業	献腎移植希望者の組織適合検査及び新規登録の援助や街頭でのキャンペーン活動等を行う。

(7) 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

①所在地

財団法人山梨県生活衛生営業指導センターは山梨県甲府市南口町 4-8 山梨県理容会館 2 階に所在している。

②沿革

昭和 59 年 10 月	財団法人山梨県生活衛生営業指導センター設立
--------------	-----------------------

③目的

山梨県における生活衛生関係営業の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導
- ・ 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する業者又は生活衛生同業組合の指導
- ・ 標準営業約款に関する営業者の登録
- ・ 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、開催又はそのあつせん
- ・ 生活衛生関係営業の振興のための事業

生衛業相談指導事業	生衛業者の経営や創業等に対する相談指導を実施する。
生衛業経営改善資金融資指導業務	生衛業者の設備資金や運転資金について、円滑な資金の導入を図るための指導を実施する。
生衛業情報化整備事業	生衛業の経営の健全化に資する情報等について、生衛業情報ネットワークシステムを活用し、その情報を整備することにより、効果的な相談指導を実施する。
活性化促進事業	高齢者、障がい者に必要な接客に必要となる技能等を習得するための研修会や生衛業でのインナーシンプ、及び「やまなし生衛フェア」等を実施する。
生衛業景気動向等調査事業	全国生活衛生営業指導センターからの受託事業であり、県民の生衛業に対する消費動向等の調査を実施する。
標準営業約款登録事業	埋容業等の標準営業約款の登録事業を実施する。
クリーニング師研修等事業	クリーニング師及びクリーニング店に勤務する従業員に対するクリーニングサービスの研修及び講習会を実施する。

⑤所管部（局）課
山梨県福祉保健部衛生業務課

(8) 公益財団法人やまなし環境財団

①所在地
公益財団法人やまなし環境財団はその事務局を山梨県森林環境部環境創造課内に置く。

②沿革

平成7年8月	県内在住の若宮家が県に対して財団設立の原資として株券を寄付
平成9年11月	財団法人やまなし環境財団設立
平成23年4月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人やまなし環境財団として新たに設立登記

③目的

環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰
- ・ 環境に関する普及啓発活動
- ・ 民間団体による環境保全活動への支援
- ・ 環境教育のための事業

民間活動団体への助成	民間活動団体及び学生等のグループが行う環境保全のための活動に対する助成を実施する。
「若宮賞」の表彰	個人や民間団体による環境保全に向けた取り組み事例の内、優秀な事例に対して表彰を行う。
ネットワーク集会の開催	環境保全に向けた活動を行う個人・団体に交流の場を提供し、相互理解及びネットワークづくりを推進する。
情報提供	環境保全活動の参考となる情報を発信する。
温暖化防止対策支援	温暖化防止対策の普及啓発及び環境教育事業を地球温暖化防止活動推進センターに委託する。

⑤所管部（局）課
山梨県森林環境部環境創造課

(9) 公益財団法人山梨県緑化推進機構

①所在地
公益財団法人山梨県緑化推進機構は山梨県甲府市丸の内 1-5-4 の恩賜林記念会館内に所在している。

②沿革

昭和 25 年	緑の羽根募金運動の開始
平成 2 年 1 月	財団法人山梨県みどりの基金を設立
平成 4 年 2 月	特定公益増進法人の認定
平成 7 年 11 月	「緑の募金法」(平成 7 年 6 月)の制定に伴い山梨県の緑の募金の指定団体となり、名称を(財)山梨県緑化推進機構に変更
平成 23 年 1 月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人山梨県緑化推進機構として新たに設立登記

③目的

緑化の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の募金を推進することにより、緑豊かな県土づくりと国際緑化に寄与する。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・緑化活動の普及啓発に関する事業
- ・青少年等の美化意識を醸成する事業
- ・森林の公益的機能の維持増進に関する事業
- ・市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業
- ・森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業

緑化活動普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・やまなし森づくりコミッションへの支援 ・森林のフェスティバルへの協賛 ・県民緑化まつりの開催等
青少年等緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生森林・林業体験研修会の開催 ・緑の少年隊活動発表大会開催等
森林整備公募事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の緑推が行うシンポジウム等の開催経費に係る交付金の交付 ・森林ボランティア団体の行う森林整備事業活動の支援等
緑化推進公募事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県下 4 地区緑推が実施する植樹祭会場整備等の費用に係る交付金の交付

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の生徒等が行う、校庭周辺の緑化施設の設置等に対する交付金の交付
市町村緑化推進組織活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村緑推が主催する森林整備等への交付金の交付
国際緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体が実施する国際緑化公募事業への交付金の交付
国土緑化推進機構交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づき募金の一部を交付金として交付
募金活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金の趣旨、募金の活動内容等を県民に広く周知するために行う広報や啓発事業

⑤所管部(局) 課

山梨県森林環境部みどり自然課

(10) 株式会社清里の森管理公社

①所在地
株式会社清里の森管理公社は山梨県北杜市高根町清里字念場ヶ原 3545 番地 1 に所在している。

②沿革

昭和 60 年 4 月 株式会社清里の森管理公社設立

③目的

地域社会の振興と県有林経営の活性化を図るため、県有林を多角的に活用する県有林野高度活動事業として、山梨県が整備した保健休養施設である「清里の森」を管理運営し、別荘利用者及び一般来訪者に対し、様々なサービスを提供することにより、同事業の達成に資することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 県有施設の管理及び経営の受託
- ・ 別荘等の管理受託
- ・ 不動産の斡旋及び仲介
- ・ 広告、宣伝業務
- ・ 料理飲食業の経営
- ・ 観光土産品、地域特産品の製造及び販売
- ・ 損害保険の代理

別荘地の管理事業	別荘地区内の道路など共用部分の維持管理業務を行う。
収益施設運営業務	テニスコート、売店、食堂、テニント施設等の運営及び別荘入居者への個別サービス、別荘仲介業務を行う。
文化振興・施設管理運営業務	文化振興を図るためのコンサートや各種教室の開催及び施設管理運営業務を行う。

(11) 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

①所在地
財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センターは山梨県南巨摩郡身延町下山 1578 に所在している。

②沿革

昭和 62 年 9 月	財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター設立
平成元年 5 月	富士川ふるさと工芸館開館
平成 17 年 8 月	道の駅として登録を受ける

③目的

地場産業の健全な育成を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 地場産業に係る新商品又は新技術の開発研究及び試作に関する事業
- ・ 地場産業に係るデザイン又はシステム開発に関する事業
- ・ 地場産業に係る教育、研修及び実習に関する事業
- ・ 地場産業に係る情報の収集及び提供に関する事業
- ・ 地場産業に係る経営相談及び情報交流に関する事業
- ・ 地場産業に係る展示、実演及び消費者への製品普及に関する事業
- ・ 地場産業に係る技術指導及び技術相談に関する事業
- ・ 地場産業に係る見本市等の開催に関する事業

施設の維持管理運営業務	貸し会議室、展示販売場、食事・喫茶施設等の运营管理
創作体験事業	地域の伝統工芸品や陶芸、ガラス工芸等の創作体験を通じて工芸に対する理解を深め、地場産業の振興を図る。
展示販売業務	峡南地域をはじめ、県内の地場産品の展示販売を行うことにより、峡南地域及び山梨県の紹介を行う。

⑤所管部 (局) 課
山梨県観光部観光企画・プラント推進課

(12) 財団法人小佐野記念財団

①所在
財団法人小佐野記念財団はその事務局を山梨県観光部国際交流課内に置く。

②沿革

昭和62年4月	故小佐野賢治氏の夫人、小佐野英子氏が財団設立の原資として3億円を寄付
昭和62年5月	財団法人小佐野記念財団設立

③目的
文化やスポーツの国際交流活動などにより、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等
・国際交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助
・国際交流を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助
・国際交流を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布

国際交流等推進事業

英字による山梨県紹介紙の発行、国際交流・国際理解のための小中学生による作文コンクール及び高校生による国際交流・国際理解のための企画コンクールの実施、並びに国際交流事業に対する助成を行う。

⑤所管部(局)課
山梨県観光部国際交流課

(13) 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

①所在
社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターは山梨県南アルプス市高田新田字川東33-1に所在している。

②沿革

昭和51年11月	昭和51年8月に解散した株式会社山梨県園芸用プラスチック変成センターの施設資産の買い取りにより、社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設立
----------	--

③目的
廃プラスチックの処理技術の研究開発をはかり、農業用廃プラスチックを適正に処理することによって、自然的・社会的環境公害を未然に防止することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等
・農業用廃プラスチックの処理に関すること
・廃プラスチック処理技術の研究開発に関すること

農業用廃プラスチックの収集処理

施設園芸等に伴い農家等から排出される使用済み廃プラスチックの円滑な収集及び適切な処理を行う。
--

⑤所管部(局)課
山梨県農政部果樹食品流通課

(14) 公益財団法人山梨県子牛育成協会

①所在
公益財団法人山梨県子牛育成協会は山梨県北杜市小淵沢町大平 10061 に所在している。また、山梨県より管理を受託している施設は下表のとおりである。

施設名	所在地
i. ハケ岳牧場本場	山梨県北杜市小淵沢町大平 10061
ii. ハケ岳牧場天女山分場	山梨県北巨摩郡大泉村西井出 8240
iii. まきば公園	山梨県北巨摩郡大泉村西井出 8240-1

②沿革

昭和 52 年 3 月 平成 23 年 4 月	財団法人山梨県子牛育成協会設立 公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人山梨県子牛育成協会として新たに設立登記
----------------------------	---

③目的

山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝
- ・子牛の生産、育成振興事業
- ・動物のふれあい事業に関する事業
- ・公共育成牧場の業務受託事業

ハケ岳牧場管理業務	本県における酪農・肉用牛等の大家畜の振興に資するため に設置された公共牧場としてのハケ岳牧場の管理業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・県有肉用繁殖牛の飼養、生産子牛の育成及び売却業務 ・農家有等家畜（牛・馬）の周年受託業務 ・草地等の維持管理業務 ・農家の巡回調査指導業務 ・肉用牛の改良増殖業務（牛の受精卵移植の普及定着化） ・家畜排せつ物処理業務等
まきば公園管理業務	牧場の生産機能との相乗効果により、県民に「うるおいと

死亡牛焼却処理業務	やすらぎの場」を提供する保養の地と観光拠点施設として 地域観光の推進及び畜産に対する県民の理解醸成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・めん羊（サフオーク種）の増殖業務及びふれあい動物の飼養管理 ・公園施設、草地、植栽の維持管理 ・フェルト教室やめん羊の毛刈り体験等のイベント開催等 県が行う牛海綿状脳症（BSE）検査後の死亡牛の受け入れ及び焼却処理業務を行う。
-----------	--

⑤所管部（局）課

山梨県農政部畜産課

(15) 社団法人山梨県畜産協会

①所在

社団法人山梨県畜産協会は山梨県甲府市里吉3-9-1に所在している。

②沿革

平成13年2月	社団法人山梨県畜産会、社団法人山梨県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人山梨県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人山梨県畜産物価格補償協会の4団体が統合し、社団法人山梨県畜産協会設立
---------	--

③目的

畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営指導、畜産業を営む者の所得安定対策、家畜及び畜産物の価格安定対策、肉用子牛生産者補給金の交付、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、その他畜産の発展に資するための事業を行い、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・畜産の経営及び生産技術の指導に関する事業
- ・畜産物の生産、流通に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業
- ・家畜及び畜産物の価格変動による損失補てんに関する事業
- ・肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づき生産者補給金の交付に関する事業
- ・肉用牛経営の安定を図るための肥育牛生産者補てん金交付に関する事業
- ・肉用子牛の生産振興に関する事業
- ・家畜及び畜産物の衛生に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業
- ・家畜伝染性疾病の予防措置等の自衛防疫の推進に関する事業

経営支援対策業務	畜産経営の高度化と経営安定、生産性の向上を図るため、指導者や生産の担い手の確保・育成対策、経営安定対策、肉用牛関連対策、消費者対策、自給飼料生産・利用促進対策等を実施する。
衛生対策業務	家畜伝染病予防法に基づき、自衛防疫措置の実効性を確保するため、予防注射の推進、家畜衛生に関する技術・知識の普及啓発及び衛生情報の伝達等を実施する。
価格安定業務	肉用牛、養豚経営安定のため、生産者補給金の交付及び肉用子牛生産振興対策等を実施する。

⑤所管部(局)課
山梨県農政畜産課

(16) 財団法人山梨県体育協会

①所在地

財団法人山梨県体育協会は山梨県甲府市小瀬町 840 に所在している。また、法人において管理及び山梨県より管理を受託している施設は下表のとおりである。

施設名	所在地
小瀬スポーツ公園	山梨県甲府市小瀬町 840
富士北麓公園	山梨県富士吉田市上吉田 5000
緑が丘スポーツ公園	山梨県甲府市緑が丘 2-8-2
本栖湖青少年スポーツセンター	山梨県富士河口湖町本栖 210
八ヶ岳スケートセンター	山梨県北杜市小淵沢町上の原 3989-1
八代射撃場	山梨県笛吹市八代町竹居 5737
境川自転車競技場	山梨県笛吹市境川町藤笠字八乙女 3460

②沿革

昭和 4 年 3 月	山梨県体育協会創立
昭和 21 年 2 月	山梨県体育協会戦後再建
昭和 45 年 4 月	財団法人山梨県体育協会設立
昭和 46 年 4 月	本栖湖青少年スポーツセンター管理受託
昭和 58 年 4 月	境川自転車競技場管理運営開始
昭和 59 年 4 月	財団法人山梨県県民スポーツ事業団設立
昭和 63 年 4 月	緑が丘スポーツ公園、飯田野球場管理受託
平成 17 年 4 月	財団法人山梨県県民スポーツ事業団と統合

③目的

山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的としている。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・県民総スポーツ運動を推進すること
- ・競技力の向上を図ること
- ・国民体育大会の県代表選手の育成並びに選手、役員を選定に関する事
- ・各種スポーツ大会を開催すること
- ・市町村及び職域のスポーツ振興を図ること
- ・スポーツ指導者の育成に関する事

- ・総合型地域スポーツクラブの育成、支援に関する事
- ・スポーツ少年団を育成すること
- ・スポーツ情報を提供すること
- ・スポーツに関して調査、研究すること
- ・都市公園及び県有スポーツ施設等の管理運営に関する事
- ・加盟団体及び参加団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること
- ・公益財団法人日本体育協会との連携並びに事業に協力すること

スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> i. 地域スポーツの推進 ・山梨県体育祭り等の開催 ・地域スポーツ振興会議の開催等 ii. 競技スポーツの推進 ・国民体育大会への選手団の派遣事業 ・スポーツ大会への助成等 iii. 参加機会の充実 ・各種フェスティバル、スポーツ教室の開催 ・指導者の派遣等 iv. 少年スポーツの推進 ・スポーツ少年団の団員登録の推進等
指導推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> i. 指導者の養成確保 ・スポーツ指導者の養成 ・地域、競技団体の指導者研修 ii. 推進体制の充実 ・スポーツ指導者協議会等への助成等
スポーツ環境等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> i. スポーツ施設等の管理運営 ・山梨県より管理を受託している 6 施設及び直営 1 施設の管理運営 ii. 自主企画事業 ・施設でのイベント等の開催等 iii. 利用環境の充実 ・施設利用者に対するレストラン、売店、自動販売機の管理運営 ・物品の販売及び貸し出し

⑤所管部(局)課
山梨県教育長スポーツ健康課

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

1. 公益財団法人長田ふるさと財団

(1) 財務諸表に記載間違いが見られる (指摘事項)

平成22年度の財務諸表に一般正味財産として記載されている基本財産5億円は、指定正味財産として記載すべきである。

当法人では平成22年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成20年度新基準」によって作成されている。

公益法人会計基準の運用指針によると「指定正味財産として計上される額は、・・・寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいう」と規定されており、当法人の基本財産に計上されている5億円は当該規定に基づき一般正味財産ではなく指定正味財産として計上すべきである。

(2) 助成事業に特別扱いされた事業が含まれており県の出資法人が行う助成事業としては不適切である (指摘事項)

当法人が助成している事業の中には寄付者の強い思い入れにより特別扱いされた助成事業が3件含まれているが、県の出資する法人としては特別扱いされた事業が存在することは不適切である。

当法人では県民の福祉、教育、文化、国際交流活動を行う団体への助成事業を行っている。定款では次の事業が記載されている。

- ① 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業
- ② 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業
- ③ 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業
- ④ 看護の促進に関する事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

上記の通り非常に幅広い事業が助成対象とされている。
また、助成金交付要綱運用基準では原則として助成金の額は30万円を限度とし、助成期間は3年間を限度としている。但し、理事会が特に認める事業はこの基準の限りでないとして規定されている。次の3件の事業を除き当該原則的な基準に基づき助成事業が行われている。

事業名	主催団体	平成22年度 助成額(円)	助成期間
山の都ふれあいコンサート	山の都ふれあいコンサート実行委員会	250,000	昭和63年度～
ふれあい文庫図書購入事業	ふれあい文庫連絡会	75,000	平成6年度～
看護職定着、資質向上、職域拡大のための研修等	社団法人山梨県看護協会	1,000,000	平成7年度～

上記の3事業は「理事会が特に認める事業」として特別扱いをされている。これは寄付者の強い思い入れによるものである。県の出資する法人として特別な事業に対して毎期継続的に助成することは、たとえそれが県の施策に合致するものであっても、県の予算の枠外におかれるものであり、特別な団体に対する予算外の補助を行っていることと同様とみなされる可能性がある。法人設立の原資は県に寄附された資金であり、特定団体の利益誘導をすることは不適切である。

(3) 「県民の看護師さん」表彰事業について改善すべき事項が見られる (意見)

当法人は県内医療機関に勤務する看護師等を対象として表彰事業を実施しているが、当該表彰事業には次のような改善すべき点が見られる。
①被推薦者が所属している医療機関が比較的に固定化しているため、より多くの医療機関から推薦されるように工夫をすべきである。
②表彰者の選考に当たりより多くの情報を基に、表彰者の決定をすべきである。

当法人では、法人設立後に寄付者から当該事業の原資として基本財産の積み増しが行われて、寄付者の寄付の趣旨 (医療機関等で勤務する看護師さん等の苦勞に報いる事業の創設) に鑑み、「県民の看護師さん」表彰事業を行っている。当該表彰事業の概要は次の通りである。

- ・対象者：県内の病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師、助産師
- ・推薦基準：県民 (患者又はその家族) 推薦、病院長等推薦 (50 歳以下で 10 年以上の勤務者)
- ・表彰方法：表彰状及び副賞 (海外研修旅行)
- ・表彰選考委員会の選考に基づき理事会が表彰者を決定

① 過去 16 回の当該表彰事業では県民推薦、病院長推薦はほぼ半々であるが、両推薦ともに被推薦者の所属する医療機関は比較的固定化している。特に病院長推薦は勤続年数の縛りがあるとはいえ中規模以上の病院に偏っているものと思われる。募集要項の配布先は県内 835 施設、配布枚数 8420 枚 (第 15 回) と広く配布されて事業の周知には努めているものの、副賞の海外研修旅行を考慮すると被推薦者の所属する医療機関は休暇が取得しやすい看護師等が比較的多く在籍する医療機関に限られるように思われる。より多くの看護師等が推薦されるように表彰内容も含めて事業内容を工夫することも必要と思われる。

② 表彰者の選考に当たっては、所定の様式による推薦書、被推薦者の意見書、病院等の評価調書、履歴書により選考委員会で書面による審査を行っている。これらの審査対象書類を基に審査項目ごとに配点が決められ、審査ポイントに従い各委員が採点し、合計点数により順位付けが行われている。平成 22 年度 (第 15 回) の採点結果集計表によると、各委員の採点結果にはばらつきがあり、表彰対象者の中に最下位として採点した委員が見られたり、一方落選者の中にも第 1 位と採点した委員が見られた。これは審査の対象となる書類が少なく情報が限定されることによるものと思われる。推薦者及び病院等の推薦に当たった者の熟意や被推薦者の文章力等によって、採点結果が左右されることによるものと思われる。採点のばらつきを防ぐためにも面接等を実施し評価の精度をあげることが必要と思われる。

(4) 助成金申請書類の精査の効率化を図るべきである (指摘事項)

助成金の交付に当たって支出内容の精査を行っているが、これらの作業を効率的に行うために、交付先の各団体が提出する書類を支出項目ごとに整理された定型的な形で提出するように義務付けるべきである。

当法人は、平成 22 年度、下記の事業に対し 12 の団体に助成金を交付している。

1	障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業
2	生涯学習及び地域文化の振興に関する事業
3	地域づくりの推進に関する事業
4	看護の促進に関する事業

当法人は、助成の対象となる各種団体等 (以下、助成事業者という) に「助成金交付申請書」「事業計画書」及び「収支予算書」を提出させ、審査のうえ適当と認められた場合に「助成金交付決定通知書」を助成事業者に交付している。また、助成金の支給の際は、助成事業者が「実績報告書」「収支計算書」「領収書等証拠書類の写し (以下、証拠書類という) 」及び「参考資料」を提出させている。

通常、収支計算書の各経費項目と証拠書類を照合し、参考資料としての写真、パンフレット、レジュメ等を精査したうえで、助成金交付要綱に即した適正な支出となっているか否かを審査することとなる。しかし、収支計算書の経費項目は、定型ではなく助成事業者が様々な項目を任意に作成しているため、例えば、コピー用紙の購入が、同一の助成事業者でも総務費やスナージ費となり、他の助成事業者は事務費、印刷製本費となる。また、提出される証拠書類によっては、これらの経費項目ごとに整理されておらず領収書等を乱雑にコピーしているものもあり、収支計算書のどの経費項目と合致するか判断に手間取り、結果として提出書類では精査しにくい状況にある。そのため、当法人側が「日付」「金額」「支出内容」等を表計算ソフトに入力し、並び換え、そのうえで内容を精査するといった作業も見受けられる。このように、助成金を交付する側が手間やコストを掛けることは、本来は適切であるとは思われない。助成金支給の対象となる経費は、当初申請された事業の実施に真に適合するものでなければならず、支出した内容を理解している助成事業者が、それらを審査しやすい形で提出することは当然であると思われる。当法人では科目体系を事前に整備し、助成事業者に対し審査が容易になるような資料の提出を徹底させることが必要である。

2. 更生保護法人山梨県更生保護協会

(1) 理事会運営規則等を設けて、理事会運営の円滑化を図ることも必要と思われる(意見)

理事会の議長は理事長とする旨定款上規定されているが、理事長が欠席した場合、定款の規定により副理事長が理事長の職務を行っている。理事会運営を円滑に行うためにも理事会運営規則等を設けて運営していくことが望ましい。

当法人の定款第16条では「理事会の議長は、理事長とする。」旨規定している。しかしながら、理事長が欠席した場合の理事会議長の選任方法に関する規定が本定款には存在しないため、同第7条第2項を適用して副理事長が理事長の職務を行っていた。また、定款の変更には同第41条第1項の規定により法務大臣の認可を必要としているため、定款変更は容易には行い得ない状況にある。実務上は平成21年度の理事会までは理事長が理事会を欠席することが多く、理事会の承認のもと副理事長が議長に就任していた。理事会運営をより円滑に行うためには、理事会運営規則等を別途設けて実務的に対応することが望ましいものと思われる。

更生保護法人山梨県更生保護協会定款

第7条 (理事長及び理事の職務)

理事長は、この法人を代表し、その事業を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

第16条 (議長)

理事会の議長は、理事長とする。

第41条 (定款の変更)

この定款を変更するとき(略)は、理事会における・・・議決及び評議員会の議決を経、かつ、法務大臣の認可を受けなければならない。

(2) 山梨県保護司会連合会と当法人の経費分担について恣意的な基準で按分が行われている(指摘事項)

山梨県保護司会連合会と当法人とは事業面等からも緊密な関係にあり、事務局が兼務している状況にある。両団体は共通する事務費等をほぼ折半して負担している。しかし、経費の按分基準が不明確であり、恣意的な基準で按分が行われている状況にある。実際の使用状況等により合理的な按分基準を定め、これを継続して適用すべきである。

当法人と山梨県保護司会連合会(以下、連合会という。)とは何れも法務合同庁舎の甲府保護観察所内に事務局が存し、事務局職員も兼務している。また、連合会への助成や機関紙の共同発行等の諸活動も合同して行い、緊密な関係にある。事務局の管理費については両団体がほぼ折半になるように経費を按分していることであるが、勘定科目の出身を分析すると、総額での折半を意識して経費の按分を行っているように見られる。例えばコピーのリース代は連合会が負担、コピーのカウンター料、パソコンリース代は当法人が負担、また、個別対応できる弔電を除いた電話代はほぼ半々になるように月ごとに判断して当月は連合会、翌月は当協会が負担といったように計上している。このような計上方法では恣意的な計上となるため、実際の使用状況等により負担すべき内容进行分析して勘定科目ごとに両団体の合理的な按分基準を決め、それに基づき継続的にその按分基準を適用すべきである。あるいは連合会は当協会から助成を受けていることでもあるので、連合会は当法人に対して事務の委託を行い、個別対応する経費を除き事務委託料を支払うことにより両団体の負担を明確化することも一考に値するものと思われる。